

「業務規程」等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. 業務規程の一部改正新旧対照表	1
2. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	2
3. 有価証券上場規程別表の一部改正新旧対照表	9
4. 株券上場審査基準の一部改正新旧対照表	14
5. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表	17
6. 株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表	21
7. 優先株に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	23
8. 土地の再評価差額金をもってする株式の消却に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	26
9. 資本準備金をもってする株式の消却に関する有価証券上場規程の特例を廃止する規則	28
10. 決済に係る手数料の額の一部改正新旧対照表	29
11. 安定操作取引についての定款第 5 9 条に関する理事会決定の一部改正新旧対照表	30
12. 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	32
13. 監理ポスト及び整理ポストに関する規則の一部改正新旧対照表	33
14. 呼値の制限値幅に関する規則の一部改正新旧対照表	35
15. 有価証券引渡票に関する規則の一部改正新旧対照表	36
16. 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表	37
17. 有価証券上場規程別表取扱い要領の一部改正新旧対照表	43
18. 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表	46
19. 上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	52
20. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	53
21. 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表	59
22. 優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	65
23. 土地の再評価差額金をもってする株式の消却に関する有価証券上場規程に関する取扱い要領の特例の一部改正新旧対照表	68
24. 制度信用取引に係る権利の処理に関する規則の一部改正新旧対照表	73
25. 制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表	75
26. 資本準備金をもってする株式の消却に関する有価証券上場規程に関する取扱い要領の特例を廃止する規則	89

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買単位) 第15条 売買単位は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券(優先出資証券を除く。)</p> <p style="margin-left: 2em;">a <u>株券(優先株を除く。)は、商法第221条第1項の規定に基づき上場会社(本所の上場株券の発行者をいう。以下同じ。)</u>が1単元の株式の数を決めているときは、当該1単元の株式の数とし、<u>決めていないときは1株とする。ただし、本所が特に指定した銘柄については、本所が定めるところによる。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">b <u>優先株は、普通株と同一とする。</u></p> <p>(2)~(6)(略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成13年10月1日から施行する。ただし、改正後の第15条第1号aただし書の規定は、平成14年4月1日から施行する</p>	<p>(売買単位) 第15条 売買単位は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券(優先出資証券を除く。)<u>は、商法等の一部を改正する法律(昭和56年法律第74号)附則第16条第1項の規定に基づき上場会社(本所の上場株券の発行者をいう。以下同じ。)</u>が定めた1単位の株式の数とする。<u>ただし、単位株制度の適用を受けない上場会社の発行する株券は、1株とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(2)~(6)(略)</p>

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 新規上場申請者(本所に有価証券が上場されていない発行者が、有価証券の上場を申請する場合の当該発行者をいう。以下同じ。)は、次の各号に掲げる事項を記載した本所所定の有価証券上場申請書を提出するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>上場申請に係る有価証券の銘柄、記名・無記名の別、種類、発行数、額面金額がある場合にはその金額、資本組入額及び単元株制度を採用する場合には1単元の株式の数(商法(明治32年法律第48号)第221条第1項の規定に基づき会社が定めている1単元の株式の数をいう。以下同じ。)</u>。</p> <p>(3) <u>新規上場申請者が発行者である上場申請に係る有価証券以外の有価証券(法第2条第1項第10号の3に掲げる有価証券(以下「預託証券」という。)を除く。)の銘柄、記名・無記名の別、種類、発行数、額面金額がある場合にはその金額、資本組入額及び単元株制度を採用する場合には1単元の株式の数</u></p> <p>(4)~(6) (略)</p> <p>2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>(6) <u>上場申請日の属する事業年度の初日以後に、自己株式取得決議(自己株式の取得に係る商法第210条第1項又は第211条の3第1項の規定による決議をいう。)、自己株式処分等決議(自己株式の処分に係る商法第211条第1項の規定による決議又は自己株式の移転に係る商法第356条、第374</u></p>	<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 新規上場申請者(本所に有価証券が上場されていない発行者が、有価証券の上場を申請する場合の当該発行者をいう。以下同じ。)は、次の各号に掲げる事項を記載した本所所定の有価証券上場申請書を提出するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>上場申請に係る有価証券の銘柄、記名・無記名の別、種類、額面・無額面の別、発行数、額面金額及び資本組入額</u></p> <p>(3) <u>新規上場申請者が発行者である上場申請に係る有価証券以外の有価証券(法第2条第1項第10号の3に掲げる有価証券(以下「預託証券」という。)を除く。)の銘柄、記名・無記名の別、種類、額面・無額面の別、発行数、額面金額及び資本組入額</u></p> <p>(4)~(6) (略)</p> <p>2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>(6) <u>上場申請日の直前の決算期に関する定時株主総会において商法(明治32年法律第48号)第212条の2第1項の規定による決議があった場合又は当該定時株主総会后に株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律(平成9年法律第55号)(以下「株式の消却に関する商法の特例法」という。)</u></p>

条の19若しくは第409条の2の規定により自己株式の移転を行う場合における商法第353条第1項、第374条の17第1項若しくは第408条第1項の規定による決議をいう。)又は自己株式消却決議(自己株式の消却に係る商法第212条第1項の規定による決議をいう。)を行った場合には、その議事録の写し

ただし、Q-Boardへの上場を申請する新規上場申請者(以下「Q-Boardへの上場申請者」という。)は、添付を要しない。

(7)・(8) (略)

(8)の2 新規上場申請者が、上場後において、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第1条の2第1項に規定する投資単位の引下げに努める旨を確約した書面

(9) (略)

3~12 (略)

(新株券等の上場申請手続)

第9条 本所の上場有価証券の発行者が発行者である有価証券で本所が上場していないものの上場を申請する場合には、当該発行者は、次の各号に掲げる事項を記載した本所所定の有価証券上場申請書を提出するものとする。

(1) 上場申請に係る有価証券の銘柄、記名・無記名の別、種類、発行数、額面金額がある場合にはその金額、資本組入額及び単元株制度を採用する場合には1単元の株式の数

(2)・(3) (略)

2 (略)

(上場有価証券の変更上場申請手続)

第11条 上場有価証券の発行者が、当該上場有

第3条第1項の規定による取締役会の決議(同条第4項に規定する事項に係るものに限る。)があった場合には、その議事録の写し

ただし、Q-Boardへの上場を申請する新規上場申請者(以下「Q-Boardへの上場申請者」という。)は、添付を要しない。

(7)・(8) (略)

(新設)

(9) (略)

3~12 (略)

(新株券等の上場申請手続)

第9条 本所の上場有価証券の発行者が発行者である有価証券で本所が上場していないものの上場を申請する場合には、当該発行者は、次の各号に掲げる事項を記載した本所所定の有価証券上場申請書を提出するものとする。

(1) 上場申請に係る有価証券の銘柄、記名・無記名の別、種類、額面・無額面の別、発行数、額面金額及び資本組入額

(2)・(3) (略)

2 (略)

(上場有価証券の変更上場申請手続)

第11条 上場有価証券の発行者が、当該上場有

価証券の銘柄、数量、種類、額面金額がある場合にはその金額及び単元株制度を採用する場合には1単元の株式の数等を変更しようとするときは、本所所定の有価証券変更上場申請書を提出するものとする。

2 (略)

付 則

(施行期日)

第1条 この改正規定は、平成13年10月1日から施行する。

(自己株式に係る経過措置)

第2条 改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、商法等の一部を改正する等の法律(平成13年法律第79号)附則第2条又は第24条の規定においてなお従前の例によるとされた自己株式に係る決議については、なお従前の例により取り扱うものとする。

(上場手数料に係る経過措置)

第3条 改正後の有価証券上場規程別表第1(上場手数料)1の規定にかかわらず、この改正規定施行の日以後に、新規上場申請者の上場申請した株券の上場(Q-Boardへの上場を除く。)がなされる場合における上場手数料は、当分の間、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める金額とする。

(1) この改正規定施行の前日に上場申請された株券の上場

[定 額] 300万円

ただし、上場申請日の属する事業年度の末日以前10年間に1株を1.5株以上に分割する株式分割(同時に旧商法上の1単位の株式の数(商法等改正法による改正前の商法等の一部を改正する法律(昭和56年法律第7

価証券の銘柄、数量、種類及び額面金額等を変更しようとするときは、本所所定の有価証券変更上場申請書を提出するものとする。

2 (略)

4号)附則第16条第1項の規定に基づき会社が定めた1単位の株式の数をいう。以下この規程において同じ。)又は1単元の株式の数の多い数への変更を行っている場合には、実質的に1株が1.5株以上に分割されたと認められるものに限る。以下この規程において同じ。)又は旧商法上の1単位の株式の数又は1単元の株式の数の2分の1以下への変更を行っている場合には150万円とする。

[定率]

上場株式数について

1株につき 1銭2厘(この改正規定施行の日の前日における旧商法上の1単位の株式の数又は1単元の株式の数が1,000株以外の場合には、12円を当該1単位の株式の数又は1単元の株式の数で除して得た額、この改正規定施行の日の前日において商法等改正法による改正前の単位株制度の適用を受けていなかった場合には、12円)

ただし、上場申請日の属する事業年度の末日以前10年間に1株を1.5株以上に分割する株式分割又は旧商法上の1単位の株式の数若しくは1単元の株式の数の2分の1以下への変更を行っている場合には、本文の規定により算出した金額の半額とする。

(2) この改正規定施行の日以後に上場申請された株券の上場

[定額] 300万円

[定率]

上場日における上場株式数を次の算式により調整した株式数(以下「投資単位調整後上場株式数」という。)について

1単位につき 12円

「投資単位調整後上場株式数」

= 「上場株式数」 × $\frac{\text{「上場日の投資単位」}}{50 \text{万円}}$

算式中「上場日の投資単位」は上場日の本所における最終価格を用いて計算する。ただし、上場日において売買が成立しない場合には、上場日後最初に売買立会が成立した日の最終価格とする。

- 2 改正後の有価証券上場規程別表第1（上場手数料）1の規定にかかわらず、この改正規定施行の日以後に、新規上場申請者の上場申請した株券のQ - B o a r dへの上場がなされる場合における上場手数料は、当分の間、30万円とする。
- 3 改正後の有価証券上場規程別表第1（上場手数料）1の規定にかかわらず、第1項第2号に掲げる上場に係る上場手数料の納入期は、当分の間、上場日の翌営業日（上場日において売買が成立しない場合には、上場日後最初に売買立会が成立した日の翌営業日）とする。

（年賦課金に係る経過措置）

第4条 改正後の有価証券上場規程別表第1（年賦課金）1の規定にかかわらず、この改正規定の施行日以後の納入期に係る株券の年賦課金は、当分の間、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める金額とする。

（1） この改正規定施行の日の前日において本所に株券が上場されている上場会社

この改正規定施行の日の前日における上場株式数のうち

- a 1,000万株（この改正規定施行の日の前日における旧商法上の1単位の株式の数が1,000株以外の場合には、1,000万株に当該1単位の株式の数の1,000分の1を乗じて得た株式数に読み替え、この改正規定施行の日の前日において商法等改正法による改正前の単位株制度の適用を受けていなかった場合には、1,0

00万株に1,000分の1を乗じて得た株式数に読み替える。以下株式数については、それぞれこれに準じて読み替えるものとする。)以下の株式数につき

6万円

b 1,000万株を超え4,000万株以下の株式数につき

200万株以下を増すごとに 4千円

c 4,000万株を超え1億2,000万株以下の株式数につき

400万株以下を増すごとに

4千円

d 1億2,000万株を超え2億株以下の株式数につき

1,000万株以下を増すごとに

3千円

e 2億株を超え10億株以下の株式数につき

1億株以下を増すごとに 2千円

f 10億株を超え20億株以下の株式数につき

2億株以下を増すごとに 2千円

g 20億株を超える株式数につき

4億株以下を増すごとに 2千円

(2) この改正規定施行の日以後に本所に株券が新規上場された上場会社(この改正規定施行の日前に上場申請された場合に限る。)

前号の規定(ただし、「この改正規定施行の日の前日における上場株式数」とあるのは「新規上場に係る上場日における上場株式数」と読み替える。)により算出した金額とする。

(3) この改正規定施行の日以後に上場申請され本所に株券が新規上場された上場会社

第1号の規定(ただし、「この改正規定施

行の日の前日における上場株式数」とあるのは「投資単位調整後上場株式数」と読み替える。)により算出した金額とする。

有価証券上場規程別表の一部改正新旧対照表

新			旧		
第1 株券及び優先出資証券 (上場手数料)			第1 株券及び優先出資証券 (上場手数料)		
1 株券			1 株券		
区分	納入期	徴収標準 (定額・定率)	区分	納入期	徴収標準 (定額・定率)
新規上場申請者の上場申請した株券の上場(Q-Boardへの上場を除く。)	(略)	[定額] 300万円	新規上場申請者の上場申請した株券の上場(Q-Boardへの上場を除く。)	(略)	[定額] 300万円 <u>ただし、上場申請日の属する事業年度の末日以前10年間に1株を1.5株以上に分割する株式分割(同時に1単位の株式の数(商法等の一部を改正する法律(昭和56年法律第74号)附則第16条第1項の規定に基づき会社が定めた1単位の株式の数をいう。以下有価証券上場規程別表において同じ。))の多い数への変更を行っている場合には、実質的に1株が1.5株以上に分割されたと認められるものに限る。以下有価証券上場規程別表において同じ。)</u> 又は

		<p>[定率]</p> <p>上場株式数について</p> <p><u>1 単位 (1 単位は、単元株制度を採用する場合には 1 単元の株式の数をいい、単元株制度を採用しない場合には 1 株をいう。)</u>につき</p> <p>1 2 円</p>			<p><u>1 単位の株式の数の 2 分の 1 以下への変更を行っている場合には 1 5 0 万円とする。</u></p> <p>[定率]</p> <p>上場株式数について</p> <p><u>1 株につき 1 銭 2 厘 (1 単位の株式の数が 1 , 0 0 0 株以外の場合には、1 2 円を当該 1 単位の株式の数で除して得た額、単元株制度の適用を受けない場合には、1 2 円)</u></p> <p><u>ただし、上場申請日の属する事業年度の末日以前 1 0 年間に 1 株を 1 . 5 株以上に分割する株式分割又は 1 単位の株式の数の 2 分の 1 以下への変更を行っている場合には、本文の規定により算出した金額の半額とする。</u></p>
新規上場申請者の上場申請した株券の Q-Board	(略)	(略)	新規上場申請者の上場申請した株券の Q-Board	(略)	(略)

への上場		
上場会社が新たに発行する株券の上場	(略)	(略)

2 優先出資証券

前1の規定(「新規上場申請者の上場申請した株券の上場(Q-Boardへの上場を除く。)(ただし書を除く。))及び「上場会社が新たに発行する株券の上場」に限る。)中、単元株制度を採用しない場合に係る部分を準用する。

3 (略)
(年賦課金)

1 株券

区分	納入期	徴収標準
年賦課金	(略)	<p>上場株式数のうち</p> <p>(1) <u>1万単位(1単位は、単元株制度を採用する場合には1単元の株式の数をいい、単元株制度を採用しない場合には1株をいう。以下この1において同じ。)</u>以下の株式数につき 6万円</p> <p>(2) <u>1万単位を超</u></p>

への上場		
上場会社が新たに発行する株券の上場	(略)	(略)

2 優先出資証券

前1の規定(「新規上場申請者の上場申請した株券の上場(Q-Boardへの上場を除く。)(ただし書を除く。))及び「上場会社が新たに発行する株券の上場」に限る。)中、単元株制度の適用を受けない場合に係る部分を準用する。

3 (略)
(年賦課金)

1 株券

区分	納入期	徴収標準
年賦課金	(略)	<p>上場株式数のうち</p> <p>(1) <u>1,000万株(1単位の株式の数が1,000株以外の場合には、当該1単位の株式の数の1,000分の1を乗じて得た株式数に読み替え、単元株制度の適用を受けない場合には、1,000分の1を乗じて得た株式数に読み替える。以下この「徴収標準」における株式数について同じ。)</u>以下の株式数につき 6万円</p> <p>(2) <u>1,000万</u></p>

	<p>え <u>4万単位</u>以下の株式数につき <u>2,000単位</u>以下を増すごとに 4千円</p> <p>(3) <u>4万単位</u>を超え <u>12万単位</u>以下の株式数につき <u>4,000単位</u>以下を増すごとに 4千円</p> <p>(4) <u>12万単位</u>を超え <u>20万単位</u>以下の株式数につき <u>1万単位</u>以下を増すごとに 3千円</p> <p>(5) <u>20万単位</u>を超え <u>100万単位</u>以下の株式数につき <u>10万単位</u>以下を増すごとに 2千円</p> <p>(6) <u>100万単位</u>を超え <u>200万単位</u>以下の株式数につき <u>20万単位</u>以下を増すごとに 2千円</p> <p>(7) <u>200万単位</u>を超える株式数につき <u>40万単位</u>以下を増すごとに 2千円</p>		<p>株を超え <u>4,000万株</u>以下の株式数につき <u>200万株</u>以下を増すごとに 4千円</p> <p>(3) <u>4,000万株</u>を超え <u>1億2,000万株</u>以下の株式数につき <u>400万株</u>以下を増すごとに 4千円</p> <p>(4) <u>1億2,000万株</u>を超え <u>2億株</u>以下の株式数につき <u>1,000万株</u>以下を増すごとに 3千円</p> <p>(5) <u>2億株</u>を超え <u>10億株</u>以下の株式数につき <u>1億株</u>以下を増すごとに 2千円</p> <p>(6) <u>10億株</u>を超え <u>20億株</u>以下の株式数につき <u>2億株</u>以下を増すごとに 2千円</p> <p>(7) <u>20億株</u>を超える株式数につき <u>4億株</u>以下を増すごとに 2千円</p>
--	---	--	---

2 優先出資証券

前1の規定中、単元株制度を採用しない場合に係る部分を準用する。

2 優先出資証券

前1の規定中、単元株制度の適用を受けない場合に係る部分を準用する。

株券上場審査基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 第2条に規定する上場審査は、次の各号に適合する新規上場申請者の株券及び優先出資証券を対象として行うものとする。</p> <p>(1) 上場株式数</p> <p>上場株式数(優先出資証券の場合には、優先出資の口数をいう。以下同じ。)が、上場の時までに、<u>2,000単位(1単位は、単元株制度を採用する場合には1単元の株式の数をいい、単元株制度を採用しない場合には1株をいい、優先出資証券にあっては1口をいう。以下同じ。)</u>以上になる見込みのあること。</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>a 大株主上位10名(明らかに固定的所有でないと認められる株式(優先出資を含む。以下同じ。))を除き、所有株式数の多い順に10名の株主(優先出資者(優先出資法に規定する優先出資者をいう。以下同じ。))を含む。以下この基準において同じ。)をいう。以下同じ。)及び特別利害関係者(役員(役員持株会を含む。))、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。))</p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 第2条に規定する上場審査は、次の各号に適合する新規上場申請者の株券及び優先出資証券を対象として行うものとする。</p> <p>(1) 上場株式数</p> <p>上場株式数(優先出資証券の場合には、優先出資の口数をいう。以下同じ。)が、上場の時までに、<u>200万株(1単位の株式の数(商法等の一部を改正する法律(昭和56年法律第74号)附則第16条第1項の規定に基づき会社が定めた1単位の株式の数をいう。以下同じ。))が1,000株以外の場合には、200万株に当該1単位の株式の数の1,000分の1を乗じて得た株式数に読み替え、単元株制度の適用を受けない場合には、200万株に1,000分の1を乗じて得た株式数に読み替え、優先出資証券の場合には、200万株と同数の優先出資の口数に1,000分の1を乗じて得た口数に読み替える。以下株券及び優先出資証券の株式数については、第6条第1項第1号を除き、それぞれこれに準じて読み替えるものとする。)</u>以上になる見込みのあること。</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>a 大株主上位10名(明らかに固定的所有でないと認められる株式(優先出資を含む。以下同じ。))を除き、所有株式数の多い順に10名の株主(優先出資者(優先出資法に規定する優先出資者をいう。以下同じ。))を含む。以下この基準において同じ。)をいう。以下同じ。)及び特別利害関係者(役員(役員持株会を含む。))、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。))</p>

役員等により発行済株式総数（発行済優先出資の総口数を含む。以下同じ。）の過半数若しくは出資の総額の過半数が所有されている会社（会社以外の法人を含む。）並びに関係会社及びその役員をいうものとする。以下同じ。）が所有する株式の総数に新規上場申請者が所有する自己株式数を加えた株式数（以下「少数特定者持株数」という。）が、上場の時までに、上場株式数の80%以下になる見込みのあること。

- b 大株主上位10名及び特別利害関係者並びに新規上場申請者が自己株式を所有している場合の当該新規上場申請者を除く1単位の株式数以上の株式を所有する株主の数（以下「株主数」という。）が、上場の時までに、300人以上になる見込みのあること。

（3）～（9）（略）

2・3（略）

（Q - Boardへの上場審査基準）

第6条 前条に規定する上場審査は、九州周辺に営業の主体を有し、次の各号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。

（1）株式の分布状況

- a 上場申請日から上場日の前日までの期間に、500単位以上の上場申請に係る株券の公募を行うこと。ただし、新規上場申請者が、上場会社の人的分割（分割する会社の株主に対し分割に際して発行する株式の全部又は一部の割当を行う会社の分割をいう。以下同じ。）によりその営業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請が行われ、かつ、上場申請日から上場日の前日までの期間に上場申請に係る株券の公募を行わない場合には、本所が別に定める株

役員等により発行済株式総数（発行済優先出資の総口数を含む。以下同じ。）の過半数若しくは出資の総額の過半数が所有されている会社（会社以外の法人を含む。）並びに関係会社及びその役員をいうものとする。以下同じ。）が所有する株式の総数（以下「少数特定者持株数」という。）が、上場の時までに、上場株式数の80%以下になる見込みのあること。

- b 大株主上位10名及び特別利害関係者を除く1単位の株式の数（単位株制度の適用を受けない場合には、1株とし、優先出資証券の場合には、優先出資1口とする。）以上の株式を所有する株主の数（以下「株主数」という。）が、上場の時までに、300人以上になる見込みのあること。

（3）～（9）（略）

2・3（略）

（Q - Boardへの上場審査基準）

第6条 前条に規定する上場審査は、九州周辺に営業の主体を有し、次の各号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。

（1）株式の分布状況

- a 上場申請日から上場日の前日までの期間に、500株（単位株制度の適用を受ける場合には、500株に1単位の株式の数を乗じて得た株式数に読み替える。以下このaにおいて同じ。）以上の上場申請に係る株券の公募を行うこと。ただし、新規上場申請者が、上場会社の人的分割（分割する会社の株主に対し分割に際して発行する株式の全部又は一部の割当を行う会社の分割をいう。以下同じ。）によりその営業を承継する会社であって、当該分割前に上場申

式の数が、上場の時までに500単位以上となる見込みのあること。

- b 特別利害関係者を除く1単位以上の株式を所有する株主の数が、上場の時までに200人（前aただし書の規定の適用を受ける場合には、同aただし書に定める株式を所有する株主の数を含む。）以上となる見込みのあること。

(2)～(6) (略)

2 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成13年10月1日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。ただし、この改正規定施行の際、現に予備申請を行っている場合であって、「公募又は売出予定書」に準じて作成した書類を提出しているときは、なお従前の例によることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の第4条第1項第2号の規定は、商法等の一部を改正する等の法律（平成13年法律第79号）附則第2条又は第24条の規定においてなお従前の例によるとされた自己株式については、適用しない。

請が行われ、かつ、上場申請日から上場日の前日までの期間に上場申請に係る株券の公募を行わない場合には、本所が別に定める株式の数が、上場の時までに500株以上となる見込みのあること。

- b 特別利害関係者を除く1株（単位株制度の適用を受ける場合には、1単位の株式の数）以上の株式を所有する株主の数が、上場の時までに200人（前aただし書の規定の適用を受ける場合には、前aただし書に定める株式を所有する株主の数を含む。）以上となる見込みのあること。

(2)～(6) (略)

2 (略)

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(投資単位の引下げに係る努力等)</p> <p><u>第1条の2 上場株券の発行者は、株券の投資単位が50万円未満となるよう、株式分割又は1単元の株式の数の引下げによる投資単位の引下げに努めるものとする。</u></p> <p><u>2 本所は、上場株券の最近の投資単位が50万円以上である場合であって、本所が必要と認めるときは、当該発行者に対し株式分割又は1単元の株式の数の引下げによる投資単位の引下げを勧告することができる。</u></p> <p><u>3 前項の勧告を行った場合において、勧告に沿った対応が当該発行者によって行われなるときは、本所はその旨を公表することができる。</u></p> <p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)</p> <p>a～c (略)</p> <p><u>cの2 資本準備金又は利益準備金の減少</u></p> <p><u>d 商法第210条若しくは第211条の3の規定又は優先出資法第15条の規定による自己株式の取得</u></p> <p><u>dの2 商法第211条の規定による自己株</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)</p> <p>a～c (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>d 商法第210条の2、第212条第1項本文若しくは第212条の2若しくは株式の消却に関する商法の特例法第3条の規定又は優先出資法第15条の規定による自己株式の取得</u></p> <p>(新設)</p>

式の処分

e ~ t (略)

u 商法第280条の19に規定する新株の引受権その他のストック・オプションと認められるものの付与

v ~ x (略)

y 1単元の株式の数の変更又は1単元の株式の数の定めの廃止若しくは新設

z ~ a f (略)

(2) ~ (4) (略)

2 ~ 5 (略)

6 上場株券の発行者は、上場株券の最近の投資単位が50万円以上である場合には、第2条第1項第3号の規定に基づき事業年度に係る決算の内容を開示するとき、当該発行者の投資単位の引下げに関する考え方及び方針等について、併せて開示しなければならない。

(決定事項等に係る通知及び書類の提出)

第5条 上場会社は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合(投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当する場合を除く。)には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。

(1) (略)

(削る)

(削る)

(2) (略)

(3) 会社が発行する株式の総数(優先出資の総口数の最高限度を含む。)の変更(株式分割の場合における商法第218条第2項による会社が発行する株式の総数の増加を含

e ~ t (略)

u 取締役又は使用人に対する商法第210条の2第2項第3号に規定する株式の譲渡を請求する権利、同第280条の19に規定する新株の引受権その他のストック・オプションと認められるものの付与

v ~ x (略)

y 1単位の株式の数の変更

z ~ a f (略)

(2) ~ (4) (略)

2 ~ 5 (略)

(新設)

(決定事項等に係る通知及び書類の提出)

第5条 上場会社は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合(投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当する場合を除く。)には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。

(1) (略)

(2) 額面金額の変更

(3) 額面株式の無額面株式への転換又は無額面株式の額面株式への転換

(4) (略)

(5) 会社が発行する株式の総数(優先出資の総口数の最高限度を含む。)の変更

む。)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

2・3 (略)

(上場申請の手続)

第6条 上場会社は、新たに株式を発行する場合又は上場株式数(自己株式消却決議を行った場合には、当該決議に係る自己株式の数を控除する。以下同じ。)を変更する場合には、原則として、その発行又は変更^に先立ちその都度上場申請の手続をとるものとする。

(自己株式取得等の状況に関する報告等)

(削る)

第6条の2 上場会社は、商法第210条若しくは第211条の3の規定による自己株式の取得

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

2・3 (略)

(上場申請の手続)

第6条 上場会社は、新たに株式を発行する場合又は上場株式数(商法第212条の2第1項又は株式の消却に関する商法の特例法第3条第1項の規定により自己株式を取得した場合には、当該自己株式の数を控除する。以下同じ。)を変更する場合には、原則として、その発行又は変更^に先立ちその都度上場申請の手続をとるものとする。

(自己株式取得の状況に関する報告等)

第6条の2 上場会社は、商法第212条の2第1項又は株式の消却に関する商法の特例法第3条第1項の規定により自己株券(自己株券に係る権利を表示する預託証券を含む。以下同じ。)の買付けを行う場合には、毎月末日現在における上場株式数及びこれらの規定により取得した自己株式の状況等について本所に報告するものとする。ただし、次条第1項の規定に基づき通知を行う上場会社は、当該報告を要しないものとする。

2 上場会社は、商法第212条の2第1項又は株式の消却に関する商法の特例法第3条第1項

又は商法の他の規定による自己株式の買取り
(以下、「自己株式の取得等」という。)により、上場株式数が株券上場廃止基準第2条第1号、優先株に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第1号又は制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則第5条第1項第1号及び第6条第1項第1号に定める株式数に満たなくなる場合には、当該自己株式の取得等の後直ちにその旨を書面により本所に通知するものとする。

2 前項の規定は、上場会社が、自己株式の取得等により、同項に定める株式数に満たなくなった場合に準用する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成13年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第1項第1号d及び第6条の2の規定にかかわらず、商法等の一部を改正する等の法律(平成13年法律第79号。以下「商法等改正法」という。以下同じ。)の商法等改正法附則の規定に基づき取得する自己株式又は同附則の規定に基づく自己株式の取得については、なお従前の例により取り扱うものとする。
- 3 改正後の第2条第6項の規定に基づく開示に係る第4条の2及び第14条の規定は、平成14年3月1日以降に終了する事業年度の会社から適用する。
- 4 改正後の第6条の規定にかかわらず、商法等改正法附則第2条又は第24条の規定においてなお従前の例によるとされた自己株式については、なお従前の例により取り扱うものとする。

の規定により自己株券の買付けを行ったことにより、上場株式数が株券上場廃止基準第2条第1号、優先株に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第1号又は制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則第5条第1項第1号及び第6条第1項第1号に定める株式数に満たなくなる場合には、当該買付け後直ちにその旨を書面により本所に通知するものとする。

3 前項の規定は、上場会社が商法第212条の2第1項又は株式の消却に関する商法の特例法第3条第1項の規定により自己株式を取得し、前項に定める株式数に満たなくなった場合に準用する。

株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(Q - B o a r d上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1) 上場株式数 上場株式数が<u>2,000</u>単位未満である場合</p> <p>(2) 株式の分布状況 次のa又はbに該当する場合。ただし、本所が定めるところにより上場会社がa又はbに定める期間の最終日後に行った公募、売出し又は数量制限付分売(業務規程第30条又は国内の証券取引所の規則により定める立会外分売であって、<u>50</u>単位未満の範囲内で買付申込数量に制限を設けて行ったものをいう。以下同じ。)の内容等を通知した場合の同日における株式の分布状況については、本所が定めるところにより取り扱うことができる。 a・b (略)</p> <p>(3) 売買高 次のa及びbに該当する場合。ただし、a及びbに該当後3か月以内に、本所が別に定めるところにより公募、売出し又は立会外分売を行う場合は、この限りでない。 a 最近1年間の月平均売買高が<u>2</u>単位未満である場合 b 本所及び国内の証券取引所に上場されている株券については、本所及び当該証券取引所における最近1年間の月平均売買高の合計が<u>2</u>単位未満である場合。</p> <p>(4) ~ (14) (略)</p>	<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(Q - B o a r d上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1) 上場株式数 上場株式数が<u>200</u>万株未満である場合</p> <p>(2) 株式の分布状況 次のa又はbに該当する場合。ただし、本所が定めるところにより上場会社がa又はbに定める期間の最終日後に行った公募、売出し又は数量制限付分売(業務規程第30条又は国内の証券取引所の規則により定める立会外分売であって、<u>5</u>万株未満の範囲内で買付申込数量に制限を設けて行ったものをいう。以下同じ。)の内容等を通知した場合の同日における株式の分布状況については、本所が定めるところにより取り扱うことができる。 a・b (略)</p> <p>(3) 売買高 次のa及びbに該当する場合。ただし、a及びbに該当後3か月以内に、本所が別に定めるところにより公募、売出し又は立会外分売を行う場合は、この限りでない。 a 最近1年間の月平均売買高が<u>2,000</u>株未満である場合 b 本所及び国内の証券取引所に上場されている株券については、本所及び当該証券取引所における最近1年間の月平均売買高の合計が<u>2,000</u>株未満である場合。</p> <p>(4) ~ (14) (略)</p>

昭和57年10月1日改正付則

1・2 (略)

3 第2条第2号aに規定する「少数特定者持株数」は、当分の間、「所有株式数の多い順に10名の株主(優先出資者を含む。)が所有する株式(明らかに固定的所有でないと認められる株式を除く。)及び役員が所有する株式の総数に上場会社が所有する自己株式数を加えた株式数」をいうものとする。

4 第2条第2号b及び第2条の2第1号に規定する「株主数」は、当分の間、「所有株式数の多い順に10名の株主(優先出資者を含む。以下同じ。)(明らかに固定的所有でないと認められる株式を所有する者を除く。)及び役員並びに上場会社が自己株式を所有している場合には当該上場会社を除く1単位以上の株式を所有する株主の数」をいうものとする。

付 則

1 この改正規定は、平成13年10月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、この改正規定施行の際、現に猶予期間内にある銘柄については、施行日の前日において改正前の第2条第2号bに定める株主数に達していたものとみなす。

3 第1項の規定にかかわらず、改正後の昭和57年10月1日改正付則第3項及び第4項の規定は、商法等の一部を改正する等の法律(平成13年法律第79号)附則第2条又は第24条においてなお従前の例によるとされた自己株式については適用しない。

昭和57年10月1日改正付則

1・2 (略)

3 第2条第1項第2号aに規定する「少数特定者持株数」は、当分の間、「所有株式数の多い順に10名の株主(優先出資者を含む。)が所有する株式(明らかに固定的所有でないと認められる株式を除く。)及び役員が所有する株式の総数」をいうものとする。

4 第2条第1項第2号b及び第2条の2第1号に規定する「株主数」は、当分の間、「所有株式数の多い順に10名の株主(優先出資者を含む。以下同じ。)(明らかに固定的所有でないと認められる株式を所有する者を除く。)及び役員を除く1単位の株式の数(単位株制度の適用を受けない場合には、1株とし、優先出資証券の場合には、優先出資1口とする。)以上の株式を所有する株主の数」をいうものとする。

優先株に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準)</p> <p>第3条 優先株の上場審査は、次の各号に掲げる基準に適合するものについて行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 上場申請銘柄が次のaからcまでに適合していること。</p> <p>a <u>上場株式数(上場申請銘柄の発行者が所有する自己株式(当該上場申請銘柄に係る株式について、自己株式の処分等に係る商法第211条第1項に規定する決議を行った場合には、当該決議に係る株式数を除く。))を除く。第4条第2項第1号において同じ。))が2,000単位(1単位は、<u>単元株制度を採用する場合には、1単元の株式の数をいい、単元株制度を採用しない場合には1株をいう。以下同じ。))</u>以上であること。</u></p> <p>b・c (略)</p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第3条 優先株の上場審査は、次の各号に掲げる基準に適合するものについて行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 上場申請銘柄が次のaからcまでに適合していること。</p> <p>a <u>上場株式数が200万株(1単位の株式の数(商法等の一部を改正する法律(昭和56年法律第74号)附則第16条第1項の規定に基づき会社が定めた1単位の株式の数をいう。以下同じ。))が1,000株以外の場合には、200万株に当該1単位の株式の数の1,000分の1を乗じて得た株式数に読み替え、<u>単元株制度の適用を受けない場合には、200万株に1,000分の1を乗じて得た株式数に読み替える。以下優先株の株式数については、それぞれこれに準じて読み替えるものとする。))</u>以上であること。</u></p> <p>b・c (略)</p>
<p>(上場廃止基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 優先株の上場銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。</p> <p>(1) 上場株式数が<u>1,000単位未満である場合</u></p> <p>(2) 株式の分布状況が次のa又はbに該当する場合。ただし、本所が定めるところにより上場会社がa又はbに定める期間の最終日後に行った公募、売出し又は数量制限付分売の内容等を通知した場合の同日における株式の分布状況については、本所が定めるところ</p>	<p>(上場廃止基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 優先株の上場銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。</p> <p>(1) 上場株式数が<u>100万株未満である場合</u></p> <p>(2) 株式の分布状況が次のa又はbに該当する場合。ただし、本所が定めるところにより上場会社がa又はbに定める期間の最終日後に行った公募、売出し又は数量制限付分売の内容等を通知した場合の同日における株式の分布状況については、本所が定めるところ</p>

により取り扱うことができる。

a 優先株の大株主上位10名（明らかに固定的所有でないと認められる優先株を除き、優先株の所有数の多い順に10名の株主をいう。以下同じ。）及び特別利害関係者が所有する優先株の総数に上場申請銘柄の発行者が所有する自己株式の数を加えた株式数（以下「優先株少数特定者持株数」という。）が、上場の時までに、上場株式数の75%以下になる見込みのあること。

b 優先株の大株主上位10名及び特別利害関係者並びに上場申請銘柄の発行者が自己株式を所有している場合には当該上場申請銘柄の発行者を除く1単位以上の優先株を所有する株主の数（以下「優先株株主数」という。）が、150人未満である場合において、1か年以内に150人に達しないとき。

(3) (略)

(4) 最近1年間の月平均売買高が2単位未満である場合。ただし、本所及び国内の他の証券取引所に上場されている場合は、本所及び当該証券取引所における最近1年間の月平均売買高の合計が2単位未満とする。

(5) (略)

昭和57年10月1日改正付則

1 (略)

2 第4条第2項第2号aに規定する「優先株少数特定者持株数」は、当分の間、「優先株の所有数の多い順に10名の株主が所有する優先株（明らかに固定的所有でないと認められる優先株を除く。）及び役員が所有する優先株の総数に上場申請銘柄の発行者が所有する自己株式数を加えた株式数」をいうものとする。

により取り扱うことができる。

a 優先株の大株主上位10名（明らかに固定的所有でないと認められる優先株を除き、優先株の所有数の多い順に10名の株主をいう。以下同じ。）及び特別利害関係者が所有する優先株の総数（以下「優先株少数特定者持株数」という。）が上場株式数の75%を超えている場合において、1か年以内に、上場株式数の75%とならないとき。

b 優先株の大株主上位10名及び特別利害関係者を除く1単位の株式の数（単位株制度の適用を受けない場合には、1株）以上の優先株を所有する株主の数（以下「優先株株主数」という。）が、150人未満である場合において、1か年以内に150人に達しないとき。

(3) (略)

(4) 最近1年間の月平均売買高が2,000株未満である場合。ただし、本所及び国内の他の証券取引所に上場されている場合は、本所及び当該証券取引所における最近1年間の月平均売買高の合計が2,000株未満とする。

(5) (略)

昭和57年10月1日改正付則

1 (略)

2 第4条第2項第2号aに規定する「優先株少数特定者持株数」は、当分の間、「優先株の所有数の多い順に10名の株主が所有する優先株（明らかに固定的所有でないと認められる優先株を除く。）及び役員が所有する優先株の総数」をいうものとする。

3 第4条第2項第2号bに規定する「優先株株主数」は、当分の間、「優先株の所有数の多い順に10名の株主（明らかに固定的所有でないと認められる優先株を所有する者を除く。）及び役員並びに上場申請銘柄の発行者が自己株式を所有している場合には当該上場申請銘柄の発行者を除く1単位以上の優先株を所有する株主の数」をいうものとする。

付 則

- 1 この改正規定は、平成13年10月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の第3条第1項第3号及び昭和57年10月1日改正付則第2項及び第3項の規定は、商法等の一部を改正する等の法律（平成13年法律第79号）附則第2条又は第24条においてなお従前の例によるとされた自己株式については適用しない。

3 第4条第2項第2号bに規定する「優先株株主数」は、当分の間、「優先株の所有数の多い順に10名の株主（明らかに固定的所有でないと認められる優先株を所有する者を除く。）及び役員を除く1単位の株式の数（単位株制度の適用を受けない場合には、1株）以上の優先株を所有する株主の数」をいうものとする。

**土地の再評価差額金をもってする株式の消却に関する有価証券上場規程の特例
の一部改正新旧対照表**

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この特例は、土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号。<u>以下「土地再評価法」という。</u>）第8条の2の規定の適用を受けて自己株式の取得を行う新規上場申請者及び上場会社について、有価証券上場規程の特例を規定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(新規上場申請手続)</p> <p>第2条 <u>新規上場申請者は、上場申請日の直前の決算期に関する定時株主総会後に土地再評価法第8条の2第1項の規定による取締役会の決議（同条第3項において準用する株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律（平成9年法律第55号）第3条の2第4項に規定する事項に係るものに限る。）を行った場合には、その議事録の写しを有価証券上場規程第3条第1項に規定する有価証券上場申請書に添付するものとする。</u></p> <p><u>ただし、Q-Boardへの上場を申請する新規上場申請者は、添付を要しない。</u></p> <p>(上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等)</p> <p>第3条 第1条第1項に規定する上場会社に対する上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条の規定の適用については、同条第1項第1号d中「<u>商法第210条若しくは第211条の3</u>」とあるのは「<u>商法第210条若しくは第211条の3又は土地再評価</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この特例は、土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号）第8条の2の規定の適用を受けて自己株式の取得を行う新規上場申請者及び上場会社について、有価証券上場規程の特例を規定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(新規上場申請手続)</p> <p>第2条 <u>前条第1項に規定する新規上場申請者に対する有価証券上場規程第3条第2項第6号の規定の適用については、同号中「第3条第1項の規定による取締役会の決議（同条第4項に規定する事項に係るものに限る。）」とあるのは「第3条第1項の規定による取締役会の決議（同条第4項に規定する事項に係るものに限る。）若しくは土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号。以下「土地再評価法」という。）第8条の2第1項の規定による取締役会の決議（同条第3項において準用する株式の消却に関する商法の特例法第3条の2第4項に規定する事項に係るものに限る。）」とする。</u></p> <p>(上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等)</p> <p>第3条 第1条第1項に規定する上場会社に対する上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条の規定の適用については、同条第1項第1号d中「<u>又は株式の消却に関する商法の特例法第3条</u>」とあるのは「<u>、株式の消却に関する商法の特例法第3条若しくは</u></p>

法第8条の2」とする。

2 第1条第1項に規定する上場会社に対する上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第6条の規定の適用については、同条中「自己株式消却決議」とあるのは「自己株式消却決議又は土地再評価法第8条の2第1項の規定による取締役会の決議」とする。

3 第1条第1項に規定する上場会社に対する上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「商法第210条若しくは第211条の3の規定による」とあるのは「商法第210条若しくは第211条の3又は土地再評価法第8条の2第1項の規定による」とし、同条第2項中「自己株式の取得等により」とあるのは「自己株式の取得等を行ったことにより又は土地再評価法第8条の2第1項の規定により自己株式を消却のために取得したことにより」とする。

平成11年4月30日制定付則

この特例は、平成11年4月30日から施行し、土地再評価法第8条の2第2項に定める日限り、その効力を失う。

付 則

この改正規定は、平成13年10月1日から施行する。

土地再評価法第8条の2」とする。

2 第1条第1項に規定する上場会社に対する上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第6条及び第6条の2の規定の適用については、これらの規定中「第3条第1項」とあるのは「第3条第1項若しくは土地再評価法第8条の2第1項」とする。

(新設)

平成11年4月30日制定付則

この特例は、平成11年4月30日から施行し、土地の再評価に関する法律第8条の2第2項に定める日限り、その効力を失う。

資本準備金をもってする株式の消却に関する有価証券上場規程の特例を廃止する規則

資本準備金をもってする株式の消却に関する有価証券上場規程の特例を廃止する。

付 則

- 1 この規則は、平成13年10月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、上場会社が、商法等の一部を改正する等の法律（平成13年法律第79号）附則の定めるところにより、廃止前の株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律（平成9年法律第55号）第3条の2の規定に基づき自己株式の取得を行う場合の当該自己株式に係る上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第1号dの規定の適用については、なお従前の例による。

決済に係る手数料の額の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>定款第14条の2第2項の規定に基づく決済に係る手数料の額は、次の各号に掲げる有価証券（財団法人証券保管振替機構が保管振替事業において取り扱わないものを除く。）について、当該各号に定める額の合計額とする。</p> <p>（1）株券</p> <p>定款第14条の2第1項に規定する決済のために各会員の授受する当該株券の受け株数又は渡し株数に、1株につき5厘（<u>1単元の株式の数（商法第221条第1項の規定に基づき上場会社が定めた1単元の株式の数をいう。以下同じ。）</u>）が、1,000株以外の場合には、5円を当該1単元の株式の数で除して得た額、<u>単元株制度の適用を受けない場合</u>には、5円）を乗じて得た額</p> <p>（2）～（3）（略）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規則は、平成13年10月1日から施行する。</p>	<p>定款第14条の2第2項の規定に基づく決済に係る手数料の額は、次の各号に掲げる有価証券（財団法人証券保管振替機構が保管振替事業において取り扱わないものを除く。）について、当該各号に定める額の合計額とする。</p> <p>（1）株券</p> <p>定款第14条の2第1項に規定する決済のために各会員の授受する当該株券の受け株数又は渡し株数に、1株につき5厘（<u>1単位の株式の数（商法等の一部を改正する法律（昭和56年法律第74号）附則第16条第1項の規定に基づき上場会社が定めた1単位の株式の数をいう。以下同じ。）</u>）が、1,000株以外の場合には、5円を当該1単位の株式の数で除して得た額、<u>単位株制度の適用を受けない場合</u>には、5円）を乗じて得た額</p> <p>（2）～（3）（略）</p>

安定操作取引についての定款第59条に関する理事会決定の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 正会員は、募集（50名以上の者を相手方として行うものに限る。以下同じ。）又は売出し（商法第280条の19に規定する新株の引受権その他のストック・オプションと認められるものの付与に係る募集又は売出しを除く。）に係る有価証券（時価又は時価に近い一定の価格により発行する新株の引受権を表示する新株引受権証券（以下「時価新株引受権証券」という。）以外の新株引受権証券を除き、時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券に転換することを条件とする転換社債券（以下「時価転換社債券」という。）及び時価又は時価に近い一定の価格により発行する新株の引受権を付与されている新株引受権付社債券（以下「時価新株引受権付社債券」という。）以外の社債券を除く。）の発行者が発行する上場株券（時価新株引受権証券の売出しの場合には上場株券又は上場時価新株引受権証券、時価転換社債券の募集又は売出しの場合には上場株券又は上場時価転換社債券、時価新株引受権付社債券の募集又は売出しの場合には上場株券又は上場時価新株引受権付社債券）又は上場優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。）について、安定操作取引（証券取引法施行令（以下「施行令」という。）第20条第1項に規定する安定操作取引。以下同じ。）をすることができる期間（施行令第22条第2項から第4項までに規定する安定操作期間（以下「安定操作期間」という。））内において執行する条件の買付けに関し、次に掲げる行為を行ってはならない。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>上記1及び2の行為は、その状況により、取引の信義則違反として処理する。</p>	<p>1 正会員は、募集（50名以上の者を相手方として行うものに限る。以下同じ。）又は売出し（商法第280条の19第1項の新株引受権の付与に係る募集又は同法第210条の2第2項第3号の契約に係る売出しを除く。）に係る有価証券（時価又は時価に近い一定の価格により発行する新株の引受権を表示する新株引受権証券（以下「時価新株引受権証券」という。）以外の新株引受権証券を除き、時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券に転換することを条件とする転換社債券（以下「時価転換社債券」という。）及び時価又は時価に近い一定の価格により発行する新株の引受権を付与されている新株引受権付社債券（以下「時価新株引受権付社債券」という。）以外の社債券を除く。）の発行者が発行する上場株券（時価新株引受権証券の売出しの場合には上場株券又は上場時価新株引受権証券、時価転換社債券の募集又は売出しの場合には上場株券又は上場時価転換社債券、時価新株引受権付社債券の募集又は売出しの場合には上場株券又は上場時価新株引受権付社債券）又は上場優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。）について、安定操作取引（証券取引法施行令（以下「施行令」という。）第20条第1項に規定する安定操作取引。以下同じ。）をすることができる期間（施行令第22条第2項から第4項までに規定する安定操作期間（以下「安定操作期間」という。））内において執行する条件の買付けに関し、次に掲げる行為を行ってはならない。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>上記1及び2の行為は、その状況により、取引の信義則違反として処理する。</p>

付 則

この改正規定は、平成13年10月1日から施行する。

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(株券の売買単位)</p> <p><u>第12条の2 規程第15条第1号aただし書に規定する株券の売買単位は、当該株券の発行者が上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第6項の規定による開示において、一定期間内に1単元の株式の数の引下げを実施する方針を表明し、かつ、当該発行者の定款に単元未満株式に係る株券を発行しないことを定めていない場合その他の場合で、本所が適当と認めるときは、当該発行者からの申告に応じて本所がその都度定める株数とする。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。</p>	<p>(新設)</p>

監理ポスト及び整理ポストに関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(監理ポスト、整理ポストへの割当て)</p> <p>第 3 条 監理ポスト又は整理ポストへの割当ては、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 優先株については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理ポストへの割当て</p> <p>上場優先株が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理ポストに割り当てる。</p> <p>(a) 優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱い(以下「優先株に関する特例の取扱い」という。) 3 . (1) d に定める期間の最終日までに、優先株少数特定者持株数が上場株式数の 7 5 % 以下となったことが確認できない場合又は優先株株主数が優先株に関する有価証券上場規程の特例(以下「優先株に関する特例」という。)第 4 条第 2 項第 2 号 b に定める人数に達したことが確認できない場合</p> <p>(b) ・ (c) (略)</p> <p>(3) ~ (6) (略)</p>	<p>(監理ポスト、整理ポストへの割当て)</p> <p>第 3 条 監理ポスト又は整理ポストへの割当ては、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 優先株については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理ポストへの割当て</p> <p>上場優先株が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理ポストに割り当てる。</p> <p>(a) 優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱い(以下「優先株に関する特例の取扱い」という。) 3 . (2) d に定める期間の最終日までに、優先株少数特定者持株数が上場株式数の 7 5 % 以下となったことが確認できない場合又は優先株株主数が優先株に関する有価証券上場規程の特例(以下「優先株に関する特例」という。)第 4 条第 2 項第 2 号 b に定める人数に達したことが確認できない場合</p> <p>(b) ・ (c) (略)</p> <p>(3) ~ (6) (略)</p>
<p>(監理ポスト、整理ポストへの割当期間)</p> <p>第 4 条 前条に規定する銘柄の監理ポスト又は整理ポストへの割当期間は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 優先株については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理ポストへの割当期間</p> <p>監理ポストへの割当期間は、次の (a) から (c) までに定めるところによる。</p> <p>(a) 前条第 2 号 a の (a) の場合には、優先株に関する特例の取扱い 3 . (1) d</p>	<p>(監理ポスト、整理ポストへの割当期間)</p> <p>第 4 条 前条に規定する銘柄の監理ポスト又は整理ポストへの割当期間は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 優先株については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理ポストへの割当期間</p> <p>監理ポストへの割当期間は、次の (a) から (c) までに定めるところによる。</p> <p>(a) 前条第 2 号 a の (a) の場合には、優先株に関する特例の取扱い 3 . (2) d</p>

に定める期間の最終日の翌日から本所が優先株に関する特例第4条第2項第2号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(b)・(c) (略)

b (略)

(3)~(6) (略)

2 (略)

付 則

この改正規定は、平成13年10月1日から施行する。

に定める期間の最終日の翌日から本所が優先株に関する特例第4条第2項第2号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(b)・(c) (略)

b (略)

(3)~(6) (略)

2 (略)

呼値の制限値幅に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>別表 基準値段算出に関する表</p> <p>1. 基準値段算出については、次の算式による。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 権利落(新株落)</p> <p>a (略)</p> <p>b 有償増資(併行増資を含む。)の場合</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>c (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(注1)～(注4) (略)</p> <p>2. (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成13年10月1日から施行する。</p>	<p>別表 基準値段算出に関する表</p> <p>1. 基準値段算出については、次の算式による。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 権利落(新株落)</p> <p>a (略)</p> <p>b 有償増資(<u>抱合せ及び併行増資を含む。</u>)の場合</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>c (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(注1)～(注4) (略)</p> <p>2. (略)</p>

有価証券引渡票に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(<u>売買単位未満株式の金銭処理</u>)</p> <p>第6条の2 前条の規定により「配当金・権利等引渡通知書」を添付した場合において、渡方会員が引き渡すこととなる権利のうち、<u>売買単位に満たない数の株式</u>(以下「<u>売買単位未満株式</u>」という。)に係る権利については、渡方会員は、当該<u>売買単位未満株式</u>の買取りを発行会社に請求することができることとなった日に<u>買取りを請求した場合の当該発行会社による買取価格に当該売買単位未満株式の数を乗じて得た額の金銭を受方会員に交付するものとする</u>。ただし、渡方会員と受方会員との間で、<u>売買単位未満株式</u>に係る権利の処理について別段の定めをした場合は、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規則は、平成13年10月1日から施行する。</p>	<p>(<u>単位未満株式の金銭処理</u>)</p> <p>第6条の2 前条の規定により「配当金・権利等引渡通知書」を添付した場合において、渡方会員が引き渡すこととなる権利のうち、<u>単位未満株式</u>(<u>商法等の一部を改正する法律(昭和56年法律第74号)付則第18条第1項に規定する単位未満株式をいう。以下同じ。</u>)に係る権利については、渡方会員は、当該<u>単位未満株式</u>の買取りを発行会社に請求することができることとなった日の<u>本所市場における最終値段(その日に約定値段がない場合には、その後の最初の約定値段)</u>に当該<u>単位未満株式</u>の数を乗じて得た額の金銭を受方会員に交付するものとする。ただし、渡方会員と受方会員との間で、<u>単位未満株式</u>に係る権利の処理について別段の定めをした場合は、この限りでない。</p>

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. の2 第3条（新規上場申請手続）第1項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第2号に規定する発行数については、<u>次に掲げる株式の数を、それぞれ区分して注記するものとする。ただし、新規上場申請者がQ - B o a r dへの上場を申請する場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>a 新規上場申請者が所有する自己株式の数</u></p> <p><u>b 自己株式取得決議を行った場合には、当該決議に係る自己株式の数及び取得した自己株式の数</u></p> <p><u>c 自己株式処分等決議を行った場合には、当該決議に係る自己株式の数及び処分又は移転した自己株式の数</u></p> <p><u>d 自己株式消却決議を行った場合には、当該決議に係る自己株式の数</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 第5号に規定する「上場のための数量制限付分売」とは、国内の他の証券取引所の規則に定める立会外分売であって、<u>50単位未満の範囲内で買付申込数量に限度を設けて行うものをいうものとする。</u></p>	<p>1. の2 第3条（新規上場申請手続）第1項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第2号に規定する発行数については、<u>商法第212条の2第1項の規定による定時株主総会の決議があった株式又は株式の消却に関する商法の特例法第3条第1項に規定する取締役会の決議があった株式の上場希望日現在の発行数から当該定時株主総会の決議に基づき取得し、所有する自己株式数及び上場申請日の直前の決算期に関する定時株主総会において商法第212条の2第1項の規定による決議があった場合の当該決議に係る株式数（当該決議に基づき取得した株式数を除く。）並びに株式の消却に関する商法の特例法第3条第1項の規定により取得し、所有する自己株式数及び直前の決算期に関する定時株主総会後に同項の規定による決議があった場合の当該決議に係る株式数（当該決議に基づき取得した株式数を除く。）を減じた株式数を記載するものとする。ただし、新規上場申請者がQ - B o a r dへの上場を申請する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 第5号に規定する「上場のための数量制限付分売」とは、国内の他の証券取引所の規則に定める立会外分売であって、<u>5万株未満の範囲内で買付申込数量に限度を設けて行うものをいうものとする。</u></p>
<p>2. 第3条（新規上場申請手続）第2項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第5号に規定する「上場申請のための</p>	<p>2. 第3条（新規上場申請手続）第2項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第5号に規定する「上場申請のための</p>

有価証券報告書」は、 の部及び の部から成るものとし、次のaからeまでに定めるところによるものとする。ただし、新規上場申請者がQ - B o a r dへの上場を申請する者である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」は の部とし、新規上場申請者(Q - B o a r dへの上場を申請する者を除く。)が上場会社の人的分割によりその営業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請を行う場合(正当な理由により の部を作成することができない場合に限る。)には、「上場申請のための有価証券報告書」は の部及び本所が上場審査のため適当と認める書類から成るものとする。

a ~ d (略)

dの2 新規上場申請者が、最近2年間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後において合併を行っている場合(当該合併が実体を有しない会社を存続会社とする合併であると認められるものに限る。)又は持株会社(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第9条第3項に規定する持株会社のうち国内の会社その他これに準ずるものとして本所が適当と認める国内の会社をいう。以下同じ。)として設立されている場合には、「上場申請のための有価証券報告書(の部)」のうち当該合併又は設立以前の期間に係る記載内容については当該合併によるすべての解散会社(当該合併の直前事業年度の末日において他の解散会社の連結子会社である会社を除く。)又は当該設立時のすべての子会社(当該設立の直前事業年度の末日において他の子会社の連結子会社である会社を除く。)についても記載するものとする。

有価証券報告書」は、 の部及び の部から成るものとし、次のaからeまでに定めるところによるものとする。ただし、新規上場申請者がQ - B o a r dへの上場を申請する者である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」は の部とし、新規上場申請者(Q - B o a r dへの上場を申請する者を除く。)が上場会社の人的分割によりその営業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請を行う場合(正当な理由により の部を作成することができない場合に限る。)には、「上場申請のための有価証券報告書」は の部及び本所が上場審査のため適当と認める書類から成るものとする。

a ~ d (略)

dの2 新規上場申請者が、最近2年間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後において合併を行っている場合(当該合併が 額面金額の変更等を目的とした実体を有しない会社を存続会社とする合併であると認められるものに限る。)又は持株会社(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第9条第3項に規定する持株会社のうち国内の会社その他これに準ずるものとして本所が適当と認める国内の会社をいう。以下同じ。)として設立されている場合には、「上場申請のための有価証券報告書(の部)」のうち当該合併又は設立以前の期間に係る記載内容については当該合併によるすべての解散会社(当該合併の直前事業年度の末日において他の解散会社の連結子会社である会社を除く。)又は当該設立時のすべての子会社(当該設立の直前事業年度の末日において他の子会社の連結子会社である会社を除く。)についても記載するものとする。

e (略)
(3) ~ (5) (略)

10. 第4条(申請の不受理)関係

新規上場申請者(株券上場審査基準第4条第3項の規定の適用を受ける新規上場申請者及びQ-Boardへの新規上場申請者を除く。)が次のaからcまでのいずれかに該当する場合には、上場申請を受け付けないものとする。

a 上場申請日の属する事業年度の初日以後、合併、分割、子会社化若しくは非子会社化若しくは営業若しくは事業の譲受け若しくは譲渡を行った場合又は上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年以内に行う予定のある場合(合併、分割並びに営業又は事業の譲受け及び譲渡については、新規上場申請者の子会社が行った又は行う予定のある場合を含む。)であって、新規上場申請者(上場申請日前に行われた行為にあっては、当該行為を行う前の新規上場申請者)が当該行為により実質的な存続会社でなくなっている又はなくなると本所が認めるとき。ただし、当該合併(合併を行った場合に限る。)が実体を有しない会社を存続会社とする合併であると認められる場合及び当該分割が上場会社から営業を承継する人的分割(承継する営業が新規上場申請者の主要な営業となるものに限る。)であると認められる場合は、この限りでない。

b・c (略)

12. 第8条(上場契約)第3項関係

上場有価証券原簿には、次に掲げる事項を記載するとともに、当該事項を記載した有価証券上場通知書を当該有価証券の発行者に交付す

e (略)
(3) ~ (5) (略)

10. 第4条(申請の不受理)関係

新規上場申請者(株券上場審査基準第4条第3項の規定の適用を受ける新規上場申請者及びQ-Boardへの新規上場申請者を除く。)が次のaからcまでのいずれかに該当する場合には、上場申請を受け付けないものとする。

a 上場申請日の属する事業年度の初日以後、合併、分割、子会社化若しくは非子会社化若しくは営業若しくは事業の譲受け若しくは譲渡を行った場合又は上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年以内に行う予定のある場合(合併、分割並びに営業又は事業の譲受け及び譲渡については、新規上場申請者の子会社が行った又は行う予定のある場合を含む。)であって、新規上場申請者(上場申請日前に行われた行為にあっては、当該行為を行う前の新規上場申請者)が当該行為により実質的な存続会社でなくなっている又はなくなると本所が認めるとき。ただし、当該合併(合併を行った場合に限る。)が額面金額の変更等を目的とした実体を有しない会社を存続会社とする合併であると認められる場合及び当該分割が上場会社から営業を承継する人的分割(承継する営業が新規上場申請者の主要な営業となるものに限る。)であると認められる場合は、この限りでない。

b・c (略)

12. 第8条(上場契約)第3項関係

上場有価証券原簿には、次に掲げる事項を記載するとともに、当該事項を記載した有価証券上場通知書を当該有価証券の発行者に交付す

る。

有価証券の銘柄、数量、記名・無記名の別、種類、額面金額がある場合にはその金額、資本組入額、単元株制度を採用する場合には1単元の株式の数、Q - B o a r d上場銘柄である場合にはその旨、上場承認番号、上場承認年月日及び上場年月日

14．第10条（新株券等の上場）関係

（1）発行日決済取引による上場の取扱い基準

a 新株引受権証書（優先出資引受権証書を含む。以下この14．において同じ。）若しくは株主割当（優先出資者割当を含む。以下この14．において同じ。）により発行される新株券（新たに発行される優先出資証券を含む。以下この14．において同じ。）又は株式分割（優先出資分割を含む。以下この14．において同じ。）により追加して発行される新株券が次に掲げる条件に適合している場合は、発行日決済取引により上場する。

（a）（略）

（b）株式数（新株引受権証書にあっては、新株引受権（優先出資法に規定する優先出資引受権を含む。以下この14．において同じ。）の目的である株式数）が1,000単位以上であること。

る。

有価証券の銘柄、数量、記名・無記名の別、種類、額面・無額面の別、額面金額、資本組入額、Q - B o a r d上場銘柄である場合にはその旨、上場承認番号、上場承認年月日及び上場年月日

14．第10条（新株券等の上場）関係

（1）発行日決済取引による上場の取扱い基準

a 新株引受権証書（優先出資引受権証書を含む。以下この14．において同じ。）若しくは株主割当（優先出資者割当を含む。以下この14．において同じ。）により発行される新株券（新たに発行される優先出資証券を含む。以下この14．において同じ。）又は株式分割（優先出資分割を含む。以下この14．において同じ。）により追加して発行される新株券が次に掲げる条件に適合している場合は、発行日決済取引により上場する。

（a）（略）

（b）株式数（新株引受権証書にあっては、新株引受権（優先出資法に規定する優先出資引受権を含む。以下この14．において同じ。）の目的である株式数）が100万株（1単位の株式の数（商法等の一部を改正する法律（昭和56年法律第74号）附則第16条第1項の規定に基づき会社が定めた1単位の株式の数をいう。以下同じ。）が1,000株以外の場合には、当該1単位の株式の数の1,000分の1を乗じて得た株式数に読み替え、単元株制度の適用を受けない場合には、1,000分の1を乗じて得た株式数に読み替える。

(c) (略)

b (略)

c 公募により発行される新株券がaの(a)及び(c)の条件に適合し、かつ、当該公募に係る株式数が2,000単位以上である場合は、当該公募の申込期間満了の日の翌日以降の日で本所が定める日から、発行日決済取引により上場する。

d・e (略)

(2)~(4) (略)

15. 第11条(上場有価証券の変更上場申請手続)関係

(1) 本所は、上場会社が所有する自己株式について、自己株式消却決議を行っている場合で、当該決議に基づき消却された株式数及び所有する自己株式数についての当該上場会社からの通知を受け本所が確認したときには、当該上場会社の上場株式数を減少させる変更上場の手続を行うものとする。

(2) (略)

付 則

1 この改正規定は、平成13年10月1日から施行する。

2 商法等改正法による改正前の商法(以下「旧商法」という。)第212条の2第1項又は商法等改正法の規定によりなお効力を有する株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律(平成9年法律第55号。以下「旧消却特例法」という。)第3条第1項の規定の適用を受けて自己株式の取得を行う新規上場申請者は、旧商

以下同じ。)以上であること。

(c) (略)

b (略)

c 公募により発行される新株券がaの(a)及び(c)の条件に適合し、かつ、当該公募に係る株式数が200万株以上である場合は、当該公募の申込期間満了の日の翌日以降の日で本所が定める日から、発行日決済取引により上場する。

d・e (略)

(2)~(4) (略)

15. 第11条(上場有価証券の変更上場申請手続)関係

(1) 本所は、上場会社が商法第212条の2第1項の規定による定時株主総会の決議又は株式の消却に関する商法の特例法第3条第1項に規定する取締役会の決議を行っている場合には、当該定時株主総会の決議又は当該取締役会の決議に基づき取得し、消却された株式数及び所有する自己株式数についての当該上場会社からの通知を受け本所が確認する都度、当該上場会社の上場株式数を減少させる変更上場の手続を行うものとする。

(2) (略)

法第212条の2第1項又は旧消却特例法第3条第1項の規定により取得し、所有する自己株式の数及び上場申請日の直前の決算期に関する定時株主総会において旧商法第212条の2第1項の規定による決議があった場合又は当該定時株主総会後に旧消却特例法第3条第1項の規定による取締役会の決議があった場合の当該決議に係る株式数（当該決議に基づき取得した株式数を除く。）を、有価証券上場規程に関する取扱い要領1.の2（2）の規定に準じて有価証券上場申請書に記載するものとする。

3 改正後の15.（1）の規定にかかわらず、商法等の一部を改正する等の法律（平成13年法律第79号）附則第2条又は第24条の規定によりなお従前の例によるとされた自己株式については、なお従前の例により取り扱うものとする。

(削る)

c (略)

d (略)

e (略)

f (略)

2 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成13年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第1 1(1) aからhまで並びに改正前の第1 1(1) b及びcの規定は、当分の間、有価証券上場規程平成13年10月1日改正付則第3条の規定に基づく上場手数料について準用する(ただし、同条第1項第2号又は第2項の規定に基づく上場手数料については、改正前の第1 1(1) b及びcの規定を適用しない。)。この場合において、この改正規定施行の日以後に1単元の株式の数の変更を行っている場合には、改正前の第1 1(1) b及びc中「1単元の株式の数」とあるのは「1単元の株式の数」と読み替えるものとする。
- 3 改正後の第1 1(2)の規定は有価証券上場規程平成13年10月1日改正付則第4条の規定に基づく年賦課金について準用し、改正前の第1 1(2) c及びdの規定は、同条第1号に規定する上場会社にあつてはこの改正規定

た場合を含む。)の年賦課金の計算の基準とする上場株式数は、前年の12月末日における上場株式数から当該株式分割により増加した株式数を控除した株式数とする。

d 上場会社が、1単元の株式の数の2分の1以下への変更を行った場合(上場申請日の属する事業年度の末日以前10年間に行った場合を含む。)の年賦課金の計算における1単元の株式の数は、当該変更前の1単元の株式の数とする。

e (略)

f (略)

g (略)

h (略)

2 (略)

施行の日の前日までに行う株式分割又は1単位の株式の数の変更について、同条第2号に規定する上場会社にあつては上場日までに行う株式分割又は1単位の株式の数の変更若しくは1単元の株式の数の変更について、それぞれ準用する。この場合において、この改正規定施行の日以後に1単元の株式の数の変更を行っている場合には、改正前の第1 1 (2) d 中「1単位の株式の数」とあるのは「1単元の株式の数」と読み替えるものとする。

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2. 第4条（上場審査基準）第1項関係</p> <p>(1) 上場株式数</p> <p>a (略)</p> <p>b <u>第1号に規定する上場株式数については、上場日において見込まれる上場申請に係る株式の発行済株式総数から新規上場申請者が所有する自己株式の数（自己株式処分等決議を行った場合には、当該決議に係る株式数を除く。）を減じた株式数を上場株式数とみなして審査を行うものとする。</u> この場合において、新規上場申請者は、上場後直ちに上場日における上場株式数を記載した本所所定の通知書を提出するものとする。</p> <p>c (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>a 第2号に規定する少数特定者持株数及び株主数については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(a) 第2号aに規定する「明らかに固定的所有でないと認められる株式」とは、次に掲げる株式をいう。</p>	<p>2. 第4条（上場審査基準）第1項関係</p> <p>(1) 上場株式数</p> <p>a (略)</p> <p>b <u>新規上場申請者が上場申請に係る株式に関し、商法第212条の2第1項の規定による定時株主総会の決議を行った場合又は株式の消却に関する商法の特例法第3条第1項に規定する取締役会の決議を行った場合には、上場日において見込まれる上場申請に係る株式の発行済株式総数から当該定時株主総会の決議に基づき取得し、所有する自己株式数及び上場申請日の直前の決算期に関する定時株主総会において商法第212条の2第1項の規定による決議があった場合の当該決議に係る株式数（当該決議に基づき取得した株式数を除く。）並びに株式の消却に関する商法の特例法第3条第1項の規定により取得し、所有する自己株式数及び直前の決算期に関する定時株主総会後に同項の規定による決議があった場合の当該決議に係る株式数（当該決議に基づき取得した株式数を除く。）を減じた株式数を上場株式数とみなして審査を行うものとする。（この取扱いは、第2号に規定する上場株式数について同じ。）</u>この場合において、新規上場申請者は、上場後直ちに上場日における上場株式数を記載した本所所定の通知書を提出するものとする。</p> <p>c (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>a 第2号に規定する少数特定者持株数及び株主数については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(a) 第2号aに規定する「明らかに固定的所有でないと認められる株式」とは、次に掲げる株式をいう。</p>

イ～チ (略)

リ 50単位未満の株式を所有する者
(株式の発行者が新規上場申請者である場合は、当該株式の発行者と関係を有する者を除く。)が所有する当該株式

又 (略)

(注) 1. (略)

(注) 2. リに定める「当該株式の発行者と関係を有する者」には、当該株式の発行者と株式の相互保有関係、取引関係又は役員の兼任関係を有する者で前(注) 1. の(イ)から(ハ)までに規定する場合に準ずる場合の50単位未満の株式を所有する者を含むものとする。

(削る)

(b) 新規上場申請者が所有する自己株式について、自己株式処分等決議を行った場合の当該決議に係る自己株式は、これを所有していないものとみなす。この場合において、当該決議が特定の者に対して譲渡する決議であるときは、当該自己株式は当該特定の者が所有しているものとみなす。

(c) 新規上場申請者が所有する自己株式について、自己株式消却決議を行った

イ～チ (略)

リ 5万株未満の株式を所有する者(株式の発行者が新規上場申請者である場合は、当該株式の発行者と関係を有する者を除く。)が所有する当該株式

又 (略)

(注) 1. (略)

(注) 2. リに定める「当該株式の発行者と関係を有する者」には、当該株式の発行者と株式の相互保有関係、取引関係又は役員の兼任関係を有する者で前(注) 1. の(イ)から(ハ)までに規定する場合に準ずる場合の5万株未満の株式を所有する者を含むものとする。

(b) 新規上場申請者(国内の他の証券取引所に上場されている株券又は日本証券業協会に登録されている株券の発行者である新規上場申請者を除く。)が、商法第210条の2第1項又は第212条の2第1項の規定により自己株式を取得する場合で、その数量の全部又は一部を大株主上位10名にある者若しくは特別利害関係者から買い付けたこと又は買い付けることが明らかなきときは、当該大株主上位10名にある者又は特別利害関係者は、当該買付けに係る株式を譲渡したものとし、新規上場申請者が所有するものとみなす。

(c) 新規上場申請者が、商法第210条の2第1項の規定により取得し、所有する自己株式を役員又は従業員に譲渡する場合(同条第2項第3号に定める場合を除く。)であって、当該株式を譲り受ける役員又は従業員が特定しているときは、当該株式は当該役員又は従業員が所有しているものとみなす。

(d) 新規上場申請者が商法第212条の2第1項又は株式の消却に関する商法

場合の当該決議に係る株式は、これを消却したものとみなす。

(d) 預託証券に係る預託機関又は日本証券決済株式会社の名義の株式を所有する者(1単位以上の株式を所有する者に限る。)は、株主数に算定することができるものとする。

(e) (略)

(f) 前(e)の規定にかかわらず、相互会社から株式会社への組織変更を行う場合において、組織変更後最初の株主名簿の閉鎖時又は基準日における株主等の状況を把握するまでの間は、組織変更に伴う相互会社の社員に対する株式の割当てに係る株主等の状況に基づき算定するものとする。

b 新規上場申請者が、前aの(e)又は(f)の規定により少数特定者持株数及び株主数の算定の基礎とした株主名簿の閉鎖時又は基準日((f)の場合にあっては、組織変更に伴う相互会社の社員に対する株式の割当ての基準となる日。以下この(2)において「最近の株主名簿の閉鎖時又は基準日」という。)後に上場申請に係る株券又は優先出資証券の公募若しくは売出し又は上場のための数量制限付分売を行う場合は、次の取扱いによるものとし、当該取扱いに定める「公募又は売出予定書」又は「数量制限付分売予定書」に記載される株式の分布状況に基づき少数特定者持株数及び株主数を算定するものとする。

(a) ~ (c) (略)

c 新規上場申請者が、自己株式取得決議に基づき自己株券を買い付けた場合は、a及び前bの規定に基づき算定した株主数から

の特例法第3条第1項の規定により取得し、所有する自己株式((b)の規定に基づき新規上場申請者が所有するものとみなされた自己株式を含む。)は、これを所有していないものとみなす。

(e) 預託証券に係る預託機関又は日本証券決済株式会社の名義の株式を所有する者(1単位の株式の数(単位株制度の適用を受けない場合には、1株)以上の株式を所有する者に限る。)は、株主数に算定することができるものとする。

(f) (略)

(g) 前(f)の規定にかかわらず、相互会社から株式会社への組織変更を行う場合において、組織変更後最初の株主名簿の閉鎖時又は基準日における株主等の状況を把握するまでの間は、組織変更に伴う相互会社の社員に対する株式の割当てに係る株主等の状況に基づき算定するものとする。

b 新規上場申請者が、前aの(f)又は(g)の規定により少数特定者持株数及び株主数の算定の基礎とした株主名簿の閉鎖時又は基準日((g)の場合にあっては、組織変更に伴う相互会社の社員に対する株式の割当ての基準となる日。以下この(2)において「最近の株主名簿の閉鎖時又は基準日」という。)後に上場申請に係る株券又は優先出資証券の公募若しくは売出し又は上場のための数量制限付分売を行う場合は、次の取扱いによるものとし、当該取扱いに定める「公募又は売出予定書」又は「数量制限付分売予定書」に記載される株式の分布状況に基づき少数特定者持株数及び株主数を算定するものとする。

(a) ~ (c) (略)

c 新規上場申請者が、商法第210条の2第2項若しくは第212条の2第1項の規定による定時株主総会の決議又は株式の消

当該自己株券を買い付けることにより減少する株主数を減じるものとする。この場合において減少する株主数は、次の新規上場申請者の区分に従い、当該区分に定める人数とする。

(a) 国内の他の証券取引所に上場されている株券又は日本証券業協会に登録されている株券の発行者である新規上場申請者

公開買付け（新規上場申請者が最近の株主名簿の閉鎖時又は基準日後に公開買付けを行った場合であって、当該公開買付けに応じて株券の売付けをした人数が記載された書面を提出した場合の公開買付けに限る。以下この c において同じ。）に応じて株券の売付けをしたことにより減少したと認められる人数及び当該株主名簿の閉鎖時又は基準日後に買い付けた自己株券に係る株式数（当該公開買付けにより買い付けた株式数を除く。以下この c において「当該買付株式数」という。）について新規上場申請者が本所に提出した「株式の分布状況表」の所有数別状況における株式の状況の区分に記載される所有株式数に基づき、次のイ又はロにより算出した人数の合計人数

イ・ロ （略）

(b) (a) 以外の新規上場申請者

自己株式取得決議に係る売主（当該買付けに対し、その所有するすべての株券の売付けを行わないことが明らかな売主を除く。）の人数

却に関する商法の特例法第 3 条第 1 項に規定する取締役会の決議（同条第 4 項に規定する事項に係るものに限る。）に基づき自己株券を買い付けることができる場合は、a 及び前 b の規定に基づき算定した株主数から当該自己株券を買い付けることにより減少する株主数を減じるものとする。この場合において減少する株主数は、次の新規上場申請者の区分に従い、当該区分に定める人数とする。

(a) 国内の他の証券取引所に上場されている株券又は日本証券業協会に登録されている株券の発行者である新規上場申請者

公開買付け（新規上場申請者が最近の株主名簿の閉鎖時又は基準日後に公開買付けを行った場合であって、当該公開買付けに応じて株券の売付けをした人数が記載された書面を提出した場合の公開買付けに限る。以下この c において同じ。）に応じて株券の売付けをしたことにより減少したと認められる人数及び当該株主名簿の閉鎖時又は基準日後に買い付けることができる自己株券に係る株式数（当該公開買付けにより買い付けた株式数を除く。以下この c において「当該買付株式数」という。）について新規上場申請者が本所に提出した「株式の分布状況表」の所有数別状況における株式の状況の区分に記載される所有株式数に基づき、次のイ又はロにより算出した人数の合計人数

イ・ロ （略）

(b) (a) 以外の新規上場申請者

商法第 2 1 0 条の 2 第 2 項又は第 2 1 2 条の 2 第 1 項の規定による決議に係る売主（当該買付けに対し、その所有するすべての株券の売付けを行わないことが明らかな売主を除く。）の人数

d 国内の他の証券取引所に上場されている株券又は日本証券業協会に登録されている株券の発行者である新規上場申請者が最近の株主名簿の閉鎖時又は基準日後に株券の公募若しくは売出し又は国内の他の証券取引所の規則により定める立会外分売（50単位未満の範囲内で買付申込数量に限度を設けて行ったものをいう。）を行った場合であって、新規上場申請者及び幹事会員が、当該公募若しくは売出しの内容又は立会外分売の結果についてbの（a）八、（b）八又は（c）の規定に基づき新規上場申請者、元引受会員又は立会外分売取扱会員が提出することとされている書面と同種の書面を提出したときは、第2号に規定する株式の分布状況は、次の（a）及び（b）に定めるところにより取り扱うことができるものとする。

（a）・（b）（略）

e（略）

（3）～（9）（略）

4. 第5条（Q - B o a r dへの上場審査）関係

（1）第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

a・b（略）

c 新規上場申請者が親会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。ただし、（c）においては、新規上場申請者の議決権（商法第241条第3項の規定により議決権を有しないこととなる場合における当該議決権を含む。以下このcにおいて同じ。）の過半数を所有している会社（新規上場申請者の議決権の過半数を実質的に所有している会社を含む。）をいう。）を有している場合（上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社を有しないこ

d 国内の他の証券取引所に上場されている株券又は日本証券業協会に登録されている株券の発行者である新規上場申請者が最近の株主名簿の閉鎖時又は基準日後に株券の公募若しくは売出し又は国内の他の証券取引所の規則により定める立会外分売（5万株未満の範囲内で買付申込数量に限度を設けて行ったものをいう。）を行った場合であって、新規上場申請者及び幹事会員が、当該公募若しくは売出しの内容又は立会外分売の結果についてbの（a）八、（b）八又は（c）の規定に基づき新規上場申請者、元引受会員又は立会外分売取扱会員が提出することとされている書面と同種の書面を提出したときは、第2号に規定する株式の分布状況は、次の（a）及び（b）に定めるところにより取り扱うことができるものとする。

（a）・（b）（略）

e（略）

（3）～（9）（略）

4. 第5条（Q - B o a r dへの上場審査）関係

（1）第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

a・b（略）

c 新規上場申請者が親会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。ただし、（c）においては、新規上場申請者の議決権（商法第241条第3項の規定により議決権を有しないこととなる場合における当該議決権を含む。以下このcにおいて同じ。）の過半数を所有している会社（新規上場申請者の議決権の過半数を実質的に所有している会社を含む。）を有している場合（上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社を有しないこととな

ととなる見込みがある場合を除く。)には、
a 及び前 b に掲げる事項に係る基準のほか、次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

(a) ~ (c) (略)

(2) (略)

5 . 第 6 条 (Q - B o a r d への上場審査基準)

第 1 項関係

(1) (略)

(2) 株式の分布状況

a ~ f (略)

g 第 1 号 a ただし書に規定する「本所が別に定める株式」とは、新規上場申請者に人的分割により営業を承継させる上場会社の株主 (その大株主上位 1 0 名及び特別利害関係者を除く。) に割り当てられる新規上場申請者の株式 (1 単位以上の株式を所有する株主が所有する株式に限る。) をいうものとする。

(3) ~ (6) (略)

付 則

1 この改正規定は、平成 1 3 年 1 0 月 1 日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。ただし、この改正規定施行の際、現に予備申請を行っている場合であって、「公募又は売出予定書」に準じて作成した書類を提出しているときは、なお従前の例によることができる。

2 改正後の 2 . (1) b、同 (2) a 及び c の規定にかかわらず、商法等の一部を改正する等の法律 (平成 1 3 年法律第 7 9 号) 附則第 2 条又は第 2 4 条の規定においてなお従前の例によるとされた自己株式については、なお従前の例により取り扱うものとする。

る見込みがある場合を除く。)には、a 及び前 b に掲げる事項に係る基準のほか、次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

(a) ~ (c) (略)

(2) (略)

5 . 第 6 条 (Q - B o a r d への上場審査基準)

第 1 項関係

(1) (略)

(2) 株式の分布状況

a ~ f (略)

g 第 1 号 a ただし書に規定する「本所が別に定める株式」とは、新規上場申請者に人的分割により営業を承継させる上場会社の株主 (その大株主上位 1 0 名及び特別利害関係者を除く。) に割り当てられる新規上場申請者の株式 (1 株 (単位株制度の適用を受ける場合は、1 単位の株式の数) 以上の株式を所有する株主が所有する株式に限る。) をいうものとする。

(3) ~ (6) (略)

上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(競争入札による公募等に係る株式数)</p> <p>第2条 上場前公募等規則第4条第1項に規定する「本所が定める数量」は、新規上場申請者の上場前の公募等に係る総株式数に100分の50を乗じて得た株式数以上の数量とする。ただし、当該数量が<u>400単位</u>(1単位は、<u>単元株制度を採用する場合には1単元の株式の数をいう、単元株制度を採用しない場合には1株をいう。</u>)の株式数未満となる場合には、<u>400単位の株式数</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p align="center">付 則</p> <p>この改正規定は、平成13年10月1日から施行する。</p>	<p>(競争入札による公募等に係る株式数)</p> <p>第2条 上場前公募等規則第4条第1項に規定する「本所が定める数量」は、新規上場申請者の上場前の公募等に係る総株式数に100分の50を乗じて得た株式数以上の数量とする。ただし、当該数量が<u>40万株</u>(1単位の株式の数(商法等の一部を改正する法律(昭和56年法律第74号)附則第16条第1項の規定に基づき会社が定めた1単位の株式の数をいう。以下同じ。))が1,000株以外の場合には、<u>40万株に当該1単位の株式の数の1,000分の1を乗じて得た株式数に読み替え、単元株制度の適用を受けない場合には、40万株に1,000分の1を乗じて得た株式数に読み替え、優先出資の場合には、40万株と同数の優先出資の口数に1,000分の1を乗じて得た口数に読み替える。以下この取扱いにおける株式数については、それぞれこれに準じて読み替えるものとする。</u>)未満となる場合には、<u>40万株</u>とする。</p> <p>2 (略)</p>

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第1条の2(投資単位の引下げに係る努力等) <u>第2項関係</u> <u>(1) 第2項に規定する「上場株券の最近の投資単位」とは、直前事業年度の末日からさかのぼって1か年における本所の売買立会における当該株券の日々の最終価格(呼値に関する規則第9条の規定により気配表示された最終気配値段を含む。以下同じ。)をもとに算出した1単位当たりの価格の平均と、直前事業年度の末日における本所の売買立会における当該株券の最終価格(その日に約定がない場合は、直近の最終価格)をもとに算出した1単位当たりの価格のうち、いずれか低い価格をいう。(以下この取扱いにおいて同じ。)</u> <u>(2) 第2項の規定に基づく勧告は、第2条第6項の規定に基づき開示された内容、取締役会で決議された投資単位の引下げに関する方針及び株式の分布状況等を総合的に勘案して行うものとする。</u></p> <p>1. の2 第2条(会社情報の開示)第1項関係 (1) 第1項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaからkまでに掲げる区分に応じ当該aからkまでに定めることとする。 a 第1号aに掲げる事項 発行価額又は売出価額の総額が1億円未満であると見込まれること。ただし、優先出資証券にあっては、優先出資をその券面額を発行価額として優先出資者に対しその有する優先出資の数に応じて発行する場合を除く。</p>	<p>(新設)</p> <p>1. 第2条(会社情報の開示)第1項関係 (1) 第1項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaからkまでに掲げる区分に応じ当該aからkまでに定めることとする。 a 第1号aに掲げる事項 発行価額又は売出価額の総額が1億円未満であると見込まれること。ただし、<u>額面株式をその券面額を発行価額として株主に</u>対しその有する株式の数に応じて発行する場合(優先出資証券にあっては、優先出資をその券面額を発行価額として優先出資者</p>

b ~ 1 (略)
(2) ~ (4) (略)

5. 第5条(決定事項等に係る通知及び書類の提出)関係

(1) 第1項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準は、1. の 2 (1)に規定する基準(同(1) a 及び b を除く。)をいうものとする。

(2) (略)

(3) 第1項に規定する書類の提出は、次の a から n までに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該 a から n までに定めるところにより行うものとする。

a ~ d の 2 (略)

d の 3 第2条第1項第1号 f の 3 に掲げる事項

次の(a)から(e)までに掲げる書類。この場合において、上場会社は、(a)、(c)及び(e)イに掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a)・(b) (略)

(c) 商法第371条第2項において準用する同法第360条第1項に規定する書面の写し

同項の規定により当該書面を本店に備え置くこととなる日の前日までに

(d)・(e) (略)

e (略)

e の 2 第2条第1項第1号 g の 2 に掲げる事項

次の(a)から(i)までに掲げる書類。この場合において、上場会社は、(a)から(c)まで、(e)及び(g)に掲げる

に対しその有する優先出資の数に応じて発行する場合)を除く。

b ~ 1 (略)
(2) ~ (4) (略)

5. 第5条(決定事項等に係る通知及び書類の提出)関係

(1) 第1項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準は、1. (1)に規定する基準(同(1) a 及び b を除く。)をいうものとする。

(2) (略)

(3) 第1項に規定する書類の提出は、次の a から o までに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該 a から o までに定めるところにより行うものとする。

a ~ d の 2 (略)

d の 3 第2条第1項第1号 f の 3 に掲げる事項

次の(a)から(e)までに掲げる書類。この場合において、上場会社は、(a)、(c)及び(e)イに掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a)・(b) (略)

(c) 商法第371条第3項において準用する同法第360条第1項に規定する書面の写し

同項の規定により当該書面を本店に備え置くこととなる日の前日までに

(d)・(e) (略)

e (略)

e の 2 第2条第1項第1号 g の 2 に掲げる事項

次の(a)から(i)までに掲げる書類。この場合において、上場会社は、(a)から(c)まで、(e)及び(g)に掲げる

書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a) ~ (d) (略)

(e) 商法第 374 条の 11 第 1 項 (同法第 374 条の 31 第 3 項において準用する場合を含む。) に規定する書類の写し

同項の規定により当該書類を本店に備え置くこととなる日の前日までに

(f) ~ (i) (略)

e の 3 ~ f (略)

(削る)

g 第 2 号に掲げる事項
(略)

h 第 5 号に掲げる事項
(略)

i 第 6 号に掲げる事項
(略)

j 第 7 号に掲げる事項
(略)

k 第 9 号に掲げる事項
(略)

l 第 10 号に掲げる事項
(略)

m 第 11 号に掲げる事項
(略)

n 第 12 号に掲げる事項
(a) (略)

(b) 発行価格若しくは売出価格 (転換社債又は転換株式 (これらの有価証券に係る権利を表示する預託証券を含む。) にあつては発行価格及び転換の条件又は売出価格、新株引受権付社債 (新株引受権付社債に係る権利を表示する預託証券を含む。) にあつては発行価格及び新株

書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a) ~ (d) (略)

(e) 商法第 374 条の 11 第 1 項 (同法第 374 条の 31 第 5 項において準用する場合を含む。) に規定する書類の写し

同項の規定により当該書類を本店に備え置くこととなる日の前日までに

(f) ~ (i) (略)

e の 3 ~ f (略)

g 第 3 号に掲げる事項

株式転換日程表及び転換内容説明の通知書 確定後直ちに

h 第 4 号に掲げる事項
(略)

i 第 7 号に掲げる事項
(略)

j 第 8 号に掲げる事項
(略)

k 第 9 号に掲げる事項
(略)

l 第 11 号に掲げる事項
(略)

m 第 12 号に掲げる事項
(略)

n 第 13 号に掲げる事項
(略)

o 第 14 号に掲げる事項
(a) (略)

(b) 発行価格 (額面金額によるときを除く。) 若しくは売出価格 (転換社債又は転換株式 (これらの有価証券に係る権利を表示する預託証券を含む。) にあつては発行価格及び転換の条件又は売出価格、新株引受権付社債 (新株引受権付社債に係る権利を表示する預託証券を

引受権の内容又は売出価格)が決定された場合

次に掲げるところによる「発行価格(売
出価格)通知書」

イ・ロ (略)

(c) (略)

(4) 第7号に規定する「その他本所が必要
と認める委託契約」には次に掲げる契約を含
むものとする。

a・b (略)

(5) 第13号に規定する事項には、次に掲
げる事項を含むものとする。

a～k (略)

(6)・(7) (略)

6. 第6条(上場申請の手續)関係

(1) (略)

(2) 上場会社は、自己株式消却決議を行っ
た場合には、遅滞なく当該取締役会の決議に
係る株式数について、変更上場の申請を行う
ものとする。

7. 第6条の2(自己株式取得等の状況に関する 報告等)関係

第6条の2第1項(第2項において準用する
場合を含む。)に規定する書面には、第6条の
2第1項に掲げる条項に該当した旨並びに自己
株券の買付状況及び自己株式の取得等の状況を
記載するものとする。

む。)にあっては発行価格及び新株引受
権の内容又は売出価格)が決定された場
合

次に掲げるところによる「発行価格(売
出価格)通知書」

イ・ロ (略)

(c) (略)

(4) 第9号に規定する「その他本所が必要
と認める委託契約」には次に掲げる契約を含
むものとする。

a・b (略)

(5) 第15号に規定する事項には、次に掲
げる事項を含むものとする。

a～k (略)

(6)・(7) (略)

6. 第6条(上場申請の手續)関係

(1) (略)

(2) 上場会社は、商法第212条の2第1
項の規定による定時株主総会の決議又は株式
の消却に関する商法の特例法第3条第1項に
規定する取締役会の決議(同条第4項に規定
する事項に係るものに限る。)があった場合
には、遅滞なく当該定時株主総会の決議又は
当該取締役会の決議に係る株式数について、
あらかじめ一括して変更上場の申請を行うも
のとする。

7. 第6条の2(自己株式取得の状況に関する報 告等)関係

(1) 第6条の2第1項に規定する取得自己
株式の状況についての本所への報告は、毎月
末日現在における上場株式数及び商法第21
2条の2第1項又は株式の消却に関する商法
の特例法第3条第1項の規定により取得し、
所有する自己株式数等を記載した書面を翌月
初に提出(ファクシミリによる送信を含む。)

8. 第7条（転換社債の転換の通知等）関係

(1) 第7条第1項の規定により上場会社が行う転換社債若しくは転換株式の株式への転換通知又は新株引受権付社債の新株引受権若しくは商法第280条の19第1項の新株引受権の行使通知及びその時期は、次に掲げるところによるものとする。

a (略)

b 次の場合における株式への転換通知又は新株引受権の行使通知（ファクシミリによる送信を含む。）

(a) (略)

(b) 上場新株引受権証券各銘柄の上場総数が500証券未満となった場合、300証券未満となった場合及び上場総数のすべてについて新株引受権の行使が行われた場合、上場転換社債若しくは上場新株引受権付社債の各銘柄の上場額面総額が5億円未満となった場合、3億円未満となった場合及び上場額面総額のすべてについて転換若しくは新株引受権の行使が行われた場合又は上場転換株式各銘柄の上場株式数が5,000単位未満となった場合、1,000単位未満となった場合及び上場株式総数のすべてについて転換が行われた場合 直ちに

(c) (略)

(2) (略)

9. 第8条（有価証券の見本の提出）関係

(1)・(2) (略)

することにより行うものとする。

(2) 第6条の2第2項（第3項において準用する場合を含む。）に規定する書面には、第6条の2第2項に掲げる条項に該当した旨並びに自己株券の買付状況及び取得の状況を記載するものとする。

8. 第7条（転換社債の転換の通知等）関係

(1) 第7条第1項の規定により上場会社が行う転換社債若しくは転換株式の株式への転換通知又は新株引受権付社債の新株引受権若しくは商法第280条の19第1項の新株引受権の行使通知及びその時期は、次に掲げるところによるものとする。

a (略)

b 次の場合における株式への転換通知又は新株引受権の行使通知（ファクシミリによる送信を含む。）

(a) (略)

(b) 上場新株引受権証券各銘柄の上場総数が500証券未満となった場合、300証券未満となった場合及び上場総数のすべてについて新株引受権の行使が行われた場合、上場転換社債若しくは上場新株引受権付社債の各銘柄の上場額面総額が5億円未満となった場合、3億円未満となった場合及び上場額面総額のすべてについて転換若しくは新株引受権の行使が行われた場合又は上場転換株式各銘柄の上場株式数が500万株未満となった場合、100万株未満となった場合及び上場株式総数のすべてについて転換が行われた場合 直ちに

(c) (略)

(2) (略)

9. 第8条（有価証券の見本の提出）関係

(1)・(2) (略)

(3) 上場会社が商号又は名称を変更する場合には、変更後の商号又は名称を表示した新株券を作成し、旧株券(旧優先出資証券を含む。)との引替えを遅滞なく行うものとする。

11. 第10条(その他書類の提出)関係

第10条の規定に基づき請求する書類には、次に掲げる書類を含むものとする。

a ~ d (略)

e 上場会社が、その発行する株券(優先株に関する有価証券上場規程の特例第2条第2項に規定する優先株等を除く。)について1単元の株式の数に満たない株数を売買単位とすることを希望する場合には、その旨を記載した書面

付 則

- 1 この改正規定は、平成13年10月1日から施行する。
- 2 改正後の6.(2)の規定にかかわらず、商法等の一部を改正する等の法律(平成13年法律第79号。以下「商法等改正法」という。以下同じ。)附則第2条又は第24条の規定においてなお従前の例によるとされた自己株式については、なお従前の例により取り扱うものとする。
- 3 改正後の7.の規定にかかわらず、商法等改正法附則の規定に基づき取得する自己株式又は同附則の規定に基づく自己株式の取得については、なお従前の例により取り扱うものとする(改正前7.(1)を除く。)

(3) 上場会社が商号若しくは名称又は額面金額を変更する場合には、変更後の商号若しくは名称又は額面金額を表示した新株券を作成し、旧株券(旧優先出資証券を含む。)との引替えを遅滞なく行うものとする。ただし、株式分割に伴い額面金額が読み替えられる場合は、この限りでない。

11. 第10条(その他書類の提出)関係

第10条の規定に基づき請求する書類には、次に掲げる書類を含むものとする。

a ~ d (略)

(新設)

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条（上場廃止基準）関係</p> <p>(1) 上場株式数</p> <p>第1号に規定する上場株式数の取扱いは次のとおりとする。</p> <p>a <u>第1号に規定する上場株式数については、上場株式数から上場会社が所有する自己株式の数（自己株式処分等決議を行った場合には、当該決議に係る株式数を除く。）を減じた株式数を上場株式数とみなして審査を行うものとする。</u></p> <p>b <u>上場銘柄が2銘柄以上である場合は、このうち、代替性の最も強い銘柄の上場株式数が2,000単位未満となるときに第1号に該当するものとして取り扱う。</u></p> <p>c <u>上場株式数が2,000単位未満となる場合において、当該上場会社から上場株式数の減少に関する株主総会決議についての書面による報告を受けたときは、第1号に該当するものとして取り扱う。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>a～e (略)</p> <p>f 株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの<u>(b)</u>（少数特定者持株数及び株主数の</p>	<p>1. 第2条（上場廃止基準）関係</p> <p>(1) 上場株式数</p> <p>第1号に規定する上場株式数の取扱いは次のとおりとする。</p> <p>(新設)</p> <p>a <u>上場銘柄が2銘柄以上である場合は、このうち、代替性の最も強い銘柄の上場株式数が200万株未満となるときに第1号に該当するものとして取り扱う。</u></p> <p>b <u>上場株式数が200万株未満となる場合において、当該上場会社から上場株式数の減少に関する株主総会決議（<u>商法第212条の2第1項の規定による定時株主総会の決議及び株式の消却に関する商法の特例法第3条の規定に関する株主総会決議を除く。</u>）についての書面による報告を受けたときは、第1号に該当するものとして取り扱う。</u></p> <p>c <u>商法第212条の2第1項又は株式の消却に関する商法の特例法第3条第1項の規定により自己株券の買付けを行う場合には、上場株式数から200万株を減じた株式数を<u>超えて自己株式を取得したときに第1号に該当するものとする。</u></u></p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>a～e (略)</p> <p>f 株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの<u>(c)</u>（少数特定者持株数及び株主数の</p>

算定の取扱い)の規定は、上場会社が自己株式処分等決議を行った場合に準用する。

g 株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(c)(少数特定者持株数及び株主数の算定の取扱い)の規定は、上場会社が自己株式消却決議を行った場合に準用する。

h 株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(d)(株主数の算定の取扱い)の規定は、上場会社が有価証券報告書提出後1週間以内又は株主名簿の閉鎖時又は基準日後2か月以内に、株主又は特定金銭信託の委託者等について本所の定める事項を記載した書類を提出したときには、第2号bに規定する株主数の算定について準用する。

i (略)

j 株主数が第2号bに定める人数に満たない銘柄が、猶予期間経過後3か月目の月の末日以前に、株式分割(同時に1単元の株式の数の多い数への変更を行っている場合には、実質的に株式分割が行われたと認められるものに限る。)を猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日までに行うことを決議した場合には、決議の日における株主数(最近の株主名簿の閉鎖時又は基準日(以下「基準日等」という。)の株主数をいう。ただし、本所の定める事項を記載した書類を提出したときは、当該基準日等の株主数に当該基準日等における単元未満株式のみを所有する株主(単元株制度を採用しない場合には、端株原簿のみに記載のある端株主)のうち、当該株式分割により1単元の株式の数以上

算定の取扱い)の規定は、上場会社が商法第210条の2第1項の規定により自己株式を取得し、所有する場合に準用する。

g 株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(d)(少数特定者持株数及び株主数の算定の取扱い)の規定は、上場会社が商法第212条の2第1項又は株式の消却に関する商法の特例法第3条第1項の規定により自己株式を取得し、所有する場合に準用する。

h 株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(e)(株主数の算定の取扱い)の規定は、上場会社が有価証券報告書提出後1週間以内又は株主名簿の閉鎖時又は基準日後2か月以内に、株主又は特定金銭信託の委託者等について本所の定める事項を記載した書類を提出したときには、第2号bに規定する株主数の算定について準用する。

i (略)

j 株主数が第2号bに定める人数に満たない銘柄が、猶予期間内又は猶予期間経過後3か月以内に1株を1.5株以上に分割する株式分割(同時に1単位の株式の数の多い数への変更を行っている場合には、実質的に1.5株以上に分割されたと認められるものに限る。以下この取扱いにおいて同じ。)を行う場合(猶予期間の最終日以前に決議した場合に限る。)には、決議の時(審査対象決算期以前に決議した場合には当該審査対象期間)に第2号bに定める人数に達したものと取り扱うものとする。

の株式を所有する株主（単元株制度を採用しない場合には、株主）となるべき者の数を加えた人数をいう。）が、同号に定める人数に達している場合には、決議の時（審査対象決算期以前に決議した場合には当該審査対象決算期とし、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日とする。）に当該銘柄の株主数が同号に定める人数に達したものと取り扱うものとする。この場合において決議の日における上場株式数（猶予期間の最終日以前に決議した場合には当該審査対象決算期の末日の上場株式数を、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日の上場株式数を当該株式分割の分割比率で除したものをいう。）を同号の上場株式数とみなすものとする。

k 株主数が第2号bに定める人数に満たない銘柄が、猶予期間経過後3か月目の月の末日以前に、1単元の株式の数の少ない数への変更を猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日までに行うことを決議（当該変更を行う旨を株主総会に付議する場合には当該株主総会の決議をいう。以下このkにおいて同じ。）した場合には、決議の日における株主数（基準日等の株主数をいう。ただし、本所の定める事項を記載した書類を提出したときは、当該基準日等の株主数に当該基準日等における単元未満株式のみを所有する株主のうち、当該1単元の株式の数の変更により1単元の株式の数以上の株式を所有する株主となるべき者の数を加えた人数をいう。）が、同号に定める人数に達している場合には、決議の時（審査対象決算期以前に決議した場合には当該審査対象決算期とし、猶予期間経過後に決議した場合には猶

k 株主数が第2号bに定める人数に満たない銘柄が、猶予期間内又は猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日（初日が休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）までの間に1単元の株式の数の2分の1以下への変更を行う場合（株主総会に付議することを猶予期間の最終日以前に取締役会において決議した場合に限る。）には、当該株主総会における決議の時（審査対象決算期以前に決議した場合には当該審査対象決算期とし、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日とする。）に第2号bに定める人数に達したものと取り扱うものとする。

予期間の最終日とする。)に当該銘柄の株主数が同号に定める人数に達したものと
して取り扱うものとする。この場合において、
決議の日における上場株式数(猶予期間の
最終日以前に決議した場合には当該審査対
象決算期の末日の上場株式数について、猶
予期間経過後に決議した場合には猶予期間
の最終日の上場株式数について変更後の1
単位の株式数を1単位の株式数とみなして
算定した株式数をいう。)を同号の上場株
式数とみなすものとする。

(削る)

- 1 (略)
- (3) 売買高
- a ~ c (略)
- d 上場会社がbに規定する日からさかのぼ

1 株主数が第2号bに定める人数に満たな
い銘柄が、猶予期間経過後3か月以内に、
1株を1.5株以上に分割する株式分割又は
1単位の株式の数の2分の1以下への変更
を猶予期間の最終日の属する月の翌月から
起算して5か月目の月の初日までに行うこ
とを決議した場合(1単位の株式の数の変
更については、株主総会に付議することを
猶予期間の最終日以前に取締役会において
決議した場合を除く。)において、当該期
間内に株主等について本所の定める事項を
記載した書類を提出したときは、猶予期間
の最終日における単位未満株式のみを所有
する株主(単位株制度の適用を受けない場
合には、端株原簿のみに記載のある端株主)
のうち、当該株式分割又は1単位の株式の
数の変更により1単位の株式の数以上の株
式を所有する株主(単位株制度の適用を受
けない場合には、株主)となるべき者の数
は、猶予期間の最終日における株主数に加
算することができるものとする。

- m (略)
- (3) 売買高
- a ~ c (略)
- d 上場会社がbに規定する日からさかのぼ

って1年以内に1単元の株式の数の変更を行っている場合には、当該変更前については当該変更前の1単元の株式の数、当該変更後については当該変更後の1単元の株式の数に基づき、第3号に規定する売買高を算定するものとする。

e 第3号ただし書に規定する「公募、売出し又は立会外分売」については、次の取扱いによる。

(a) (略)

(b) 公募又は売出しは、上場銘柄が第3号a及びbに該当したと本所が認めた日から起算して3か月以内に、当該上場会社の大株主上位10名及び特別利害関係者以外の不特定多数の者に5単元以下の範囲において1単位ごとに、均一の価額で行うものとする。この場合には、申込期間の最初の日をもって公募又は売出しを行ったものとして取り扱う。

(c) 立会外分売(業務規程第30条に規定する立会外分売をいう。以下この取扱いにおいて同じ。)は、上場銘柄が第3号a及びbに該当したと本所が認めた日から起算して3か月以内に5単元以下の範囲内で買付申込数量に限度を設けて行うものとする。

(d) 公募、売出し又は立会外分売のために必要とする株式数は、200単位以上で、その都度本所が定める株式数とする。

f (略)

(4)～(12) (略)

2. 第2条の2(Q-Boardの上場廃止基準)関係

(1) 1.(2)aからcまで及びfからkまでの規定は、第1号(ただし書を除く。)の場合に

って1年以内に1単位の株式の数の変更を行っている場合には、当該変更前については当該変更前の1単位の株式の数、当該変更後については当該変更後の1単位の株式の数に基づき、第3号に規定する売買高を算定するものとする。

e 第3号ただし書に規定する「公募、売出し又は立会外分売」については、次の取扱いによる。

(a) (略)

(b) 公募又は売出しは、上場銘柄が第3号a及びbに該当したと本所が認めた日から起算して3か月以内に、当該上場会社の大株主上位10名及び特別利害関係者以外の不特定多数の者に5,000株以下の範囲において1,000株単位、かつ、均一の価額で行うものとする。この場合には、申込期間の最初の日をもって公募又は売出しを行ったものとして取り扱う。

(c) 立会外分売(業務規程第30条に規定する立会外分売をいう。以下この取扱いにおいて同じ。)は、上場銘柄が第3号a及びbに該当したと本所が認めた日から起算して3か月以内に5,000株以下の範囲内で買付申込数量に限度を設けて行うものとする。

(d) 公募、売出し又は立会外分売のために必要とする株式数は、20万株以上で、その都度本所が定める株式数とする。

f (略)

(4)～(12) (略)

2. 第2条の2(Q-Boardの上場廃止基準)関係

(1) 1.(2)aからcまで及びfから1までの規定は、第1号(ただし書を除く。)の場合に

準用する。この場合において、1.(2)中「第2号 a に規定する「1 か年以内に上場株式数の80%以下とならないとき」又は同号 b に規定する「1 か年以内に150人以上とならないとき」」とあるのは「第1号に規定する「1 か年以内に50人以上とならないとき」」と、「上場株式数の80%以下とならないとき又は、150人以上とならないとき」とあるのは、「50人以上とならないとき」と、1.(2)h から k までの規定中「第2号 b 」とあるのは「第1号」と読み替える。

(2) 1.(2) l (少数特定者持株数及び株主数の算定の取扱い)の規定(少数特定者持株数に係る部分を除く。)は、第1号ただし書の場合に準用する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成13年10月1日から施行し、改正後の1.(2) j 及び k の規定は、この改正規定施行の日以後に審査対象決算期が到来する株主数の審査から適用する。
- 2 改正後の1.(1) 及び(2) f 並びに g の規定にかかわらず、商法等の一部を改正する等の法律(平成13年法律第79号。)附則第2条又は第24条の規定においてなお従前の例によるとされた自己株式については、なお従前の例により取り扱うものとする。

準用する。この場合において、1.(2)中「第2号 a に規定する「1 か年以内に上場株式数の80%以下とならないとき」又は同号 b に規定する「1 か年以内に150人以上とならないとき」」とあるのは「第1号に規定する「1 か年以内に50人以上とならないとき」」と、「上場株式数の80%以下とならないとき又は、150人以上とならないとき」とあるのは、「50人以上とならないとき」と、1.(2)h から l までの規定中「第2号 b 」とあるのは「第1号」と読み替える。

(2) 1.(2) m (少数特定者持株数及び株主数の算定の取扱い)の規定(少数特定者持株数に係る部分を除く。)は、第1号ただし書の場合に準用する。

優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>3. 第4条（上場廃止基準）関係 （削る）</p> <p><u>（1）</u> 第2項第2号に規定する株式の分布状況の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>a・b （略）</p> <p>c 株券上場廃止基準の取扱い1.（2）e（少数特定者持株数及び株主数の算定の取扱い）及び株券上場審査基準の取扱い2.（2）aの<u>（d）</u>（株主数の算定の取扱い）の規定は、上場会社が有価証券報告書提出後1週間以内（eにおいて準用する株券上場廃止基準の取扱い1.（2）dにおいて株主名簿の閉鎖を行った場合若しくは基準日を設けた場合又はhにおいて準用する株券上場廃止基準の取扱い1.（2）iに規定する株主名簿の閉鎖を行った場合若しくは基準日を設けた場合には、当該株主名簿の閉鎖時又は基準日後2か月以内）に、株主又は特定金銭信託の委託者等について本所の定める事項を記載した書類を提出したときには、第2号（同号ただし書を除く。）に規定する優先株少数特定者持株数又は優先株株主数の算定について準用する。</p> <p>d 「1か年以内に<u>優先株の発行済株式数の75%以下とならないとき</u>」又は「1か年以内に150人に達しないとき」とは、審査対象決算期の翌日から起算して1か年目</p>	<p>3. 第4条（上場廃止基準）関係</p> <p><u>（1）</u> 第2項第1号に規定する上場株式数については、<u>上場会社が商法第212条の2第1項又は株式の消却に関する商法の特例法第3条第1項の規定により自己株券の買付けを行う場合には、上場株式数から100万株を減じた株式数を超えて自己株式を取得したときに、第1号に該当するものとする。</u></p> <p><u>（2）</u> 第2項第2号に規定する株式の分布状況の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>a・b （略）</p> <p>c 株券上場廃止基準の取扱い1.（2）e（少数特定者持株数及び株主数の算定の取扱い）及び株券上場審査基準の取扱い2.（2）aの<u>（e）</u>（株主数の算定の取扱い）の規定は、上場会社が有価証券報告書提出後1週間以内（eにおいて準用する株券上場廃止基準の取扱い1.（2）dにおいて株主名簿の閉鎖を行った場合若しくは基準日を設けた場合又はhにおいて準用する株券上場廃止基準の取扱い1.（2）iに規定する株主名簿の閉鎖を行った場合若しくは基準日を設けた場合には、当該株主名簿の閉鎖時又は基準日後2か月以内）に、株主又は特定金銭信託の委託者等について本所の定める事項を記載した書類を提出したときには、第2号（同号ただし書を除く。）に規定する優先株少数特定者持株数又は優先株株主数の算定について準用する。</p> <p>d 「1か年以内に<u>上場株式数の75%以下とならないとき</u>」又は「1か年以内に150人に達しないとき」とは、審査対象決算期の翌日から起算して1か年目の日（上場</p>

の日（上場銘柄の優先株が財団法人証券保管振替機構が保管振替事業において取り扱う株券である場合であって、決算期の変更により当該1か年目の日が当該優先株の発行者の決算期に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する決算期）までの期間内において優先株の発行済株式数の75%以下とならないとき又は当該人数に達しないときをいうものとする。（当該期間の最終日現在の上場株式数を基準とする。）

e （略）

f 株券上場審査基準の取扱い2．（2）aの（b）（少数特定者持株数及び株主数の算定の取扱い）の規定は、上場会社が自己株式処分等決議を行った場合に準用する。

g 株券上場審査基準の取扱い2．（2）aの（c）（少数特定者持株数及び株主数の算定の取扱い）の規定は、上場会社が自己株式消却決議を行った場合に準用する。

h （略）

i 株券上場廃止基準の取扱い1．（2）1（少数特定者持株数及び株主数の算定の取扱い）の規定は、第2項第2号ただし書の場合に準用する。

（2） （略）

（3） （略）

（4） （略）

5．昭和57年10月1日改正付則第2項（経過措置）関係

3．（1）c（少数特定者持株数の算定の取

銘柄の優先株が財団法人証券保管振替機構が保管振替事業において取り扱う株券である場合であって、決算期の変更により当該1か年目の日が当該優先株の発行者の決算期に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する決算期）までの期間内において上場株式数の75%以下とならないとき又は当該人数に達しないときをいうものとする。（当該期間の最終日現在の上場株式数を基準とする。）

e （略）

f 株券上場審査基準の取扱い2．（2）aの（c）（少数特定者持株数及び株主数の算定の取扱い）の規定は、上場会社が商法第210条の2第1項の規定により自己株式を取得し、所有する場合に準用する。

g 株券上場審査基準の取扱い2．（2）aの（d）（少数特定者持株数及び株主数の算定の取扱い）の規定は、上場会社が商法第212条の2第1項又は株式の消却に関する商法の特例法第3条第1項の規定により自己株式を取得し、所有する場合に準用する。

h （略）

i 株券上場廃止基準の取扱い1．（2）m（少数特定者持株数及び株主数の算定の取扱い）の規定は、第2項第2号ただし書の場合に準用する。

（3） （略）

（4） （略）

（5） （略）

5．昭和57年10月1日改正付則第2項（経過措置）関係

3．（2）c（少数特定者持株数の算定の取

扱い)の規定は、昭和57年10月1日改正付則第2項の規定が適用される場合に準用する。この場合において、3.(1)cにおいて準用する株券上場廃止基準の取扱い1.(2)e中「明らかに固定的所有でないと認められる株式を除き、所有株式数の多い順に10名の株主が所有する株式」とあるのは「優先株の所有数の多い順に10名の株主が所有する優先株(明らかに固定的所有でないと認められる優先株を除く。)」と読み替えるものとする。

6. 昭和57年10月1日改正付則第4項(経過措置)関係

3.(1)(株式の分布状況の取扱い)の規定は、昭和57年10月1日改正付則第4項の規定に基づき第4条第2項第2号aの規定が読み替えられて適用される場合に準用する。この場合において、3.(1)d中「75%」とあるのは「80%」と読み替えるものとする。

付 則

- 1 この改正規定は、平成13年10月1日から施行する。
- 2 改正後の3.の規定にかかわらず、商法等の一部を改正する等の法律(平成13年法律第79号)附則第2条又は第24条の規定においてなお従前の例によるとされた自己株式については、なお従前の例により取り扱うものとする。

扱い)の規定は、昭和57年10月1日改正付則第2項の規定が適用される場合に準用する。この場合において、3.(2)cにおいて準用する株券上場廃止基準の取扱い1.(2)e中「明らかに固定的所有でないと認められる株式を除き、所有株式数の多い順に10名の株主が所有する株式」とあるのは「優先株の所有数の多い順に10名の株主が所有する優先株(明らかに固定的所有でないと認められる優先株を除く。)」と読み替えるものとする。

6. 昭和57年10月1日改正付則第4項(経過措置)関係

3.(2)(株式の分布状況の取扱い)の規定は、昭和57年10月1日改正付則第4項の規定に基づき第4条第2項第2号aの規定が読み替えられて適用される場合に準用する。この場合において、3.(2)d中「75%」とあるのは「80%」と読み替えるものとする。

土地の再評価差額金をもってする株式の消却に関する有価証券上場規程に関する取扱い要領の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 有価証券上場規程第3条(新規上場申請手続)第1項関係</p> <p>土地再評価法第8条の2の規定の適用を受けて自己株式の取得を行う新規上場申請者は、<u>土地再評価法第8条の2第1項の規定により取得し、所有する自己株式数及び直前の決算期に関する定時株主総会後に同条第3項において準用する株式の消却の手続に関する商法の特例に関する法律(以下「株式の消却に関する商法の特例法」という。)</u>第3条の2第1項の規定による決議があった場合の当該決議に係る株式数(当該決議に基づき取得した株式数を除く。)<u>を、有価証券上場規程に関する取扱い要領1.の2(2)の規定に準じて有価証券上場申請書に記載するものとする。</u></p>	<p>1. 有価証券上場規程第3条(新規上場申請手続)第1項関係</p> <p>土地再評価法第8条の2の規定の適用を受けて自己株式の取得を行う新規上場申請者に対する有価証券上場規程に関する取扱い要領1.(2)の規定の適用については、同(2)中「<u>第3条第1項に規定する</u>」とあるのは「<u>第3条第1項若しくは土地再評価法第8条の2第1項に規定する</u>」と、「<u>並びに株式の消却に関する商法の特例法第3条第1項の規定により取得し、所有する自己株式数及び直前の決算期に関する定時株主総会後に同項の規定による決議があった場合の当該決議に係る株式数(当該決議に基づき取得した株式数を除く。)</u>」とあるのは、「<u>株式の消却に関する商法の特例法第3条第1項の規定により取得し、所有する自己株式数及び直前の決算期に関する定時株主総会後に同項の規定による決議があった場合の当該決議に係る株式数(当該決議に基づき取得した株式数を除く。)</u>並びに土地再評価法第8条の2第1項の規定により取得し、所有する自己株式数及び直前の決算期に関する定時株主総会後に同条第3項において準用する<u>株式の消却に関する商法の特例法第3条の2第1項の規定による決議があった場合の当該決議に係る株式数(当該決議に基づき取得した株式数を除く。)</u>」とする。</p>
<p>2. 有価証券上場規程第10条(上場有価証券の変更上場申請手続)関係</p> <p>本所は、<u>上場会社が土地再評価法第8条の2第1項に規定する取締役会の決議を行っている場合には、当該取締役会の決議に基づき取得し、</u></p>	<p>2. 有価証券上場規程第10条(上場有価証券の変更上場申請手続)関係</p> <p><u>土地再評価法第8条の2の規定の適用を受けて自己株式の取得を行う上場会社に対する有価証券上場規程に関する取扱い要領15.(1)</u></p>

消却された株式数及び所有する自己株式数についての当該上場会社からの通知を受け本所が確認する都度、有価証券上場規程に関する取扱い要領15.(1)に準じて変更上場の手続を行うものとする。

3. 株券上場審査基準第4条(上場審査基準)第1項関係

(1) 新規上場申請者が土地再評価法第8条の2の規定の適用を受けて自己株式の取得を行う場合にあっては、株券上場審査基準の取扱い2.(1)bの規定により上場株式数とみなされた株式数を上場株式数とみなして審査を行うものとする。

(2) 新規上場申請者が土地再評価法第8条の2の規定の適用を受けて自己株式の取得を行う場合にあっては、株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(c)の規定に加え、新規上場申請者が土地再評価法第8条の2第1項の規定により取得し、所有する自己株式はこれを所有していないものとみなすものとする。

(3) 新規上場申請者が土地再評価法第8条の2第1項に規定する取締役会の決議(同条第3項において準用する株式の消却に関する商法の特例法第3条の2第4項に規定する事項に係るものに限る。)に基づき自己株券を買付けることができる場合は、株券上場審査基準の取扱い2.(2)cの規定に準じて、同a及びbの規定((1)及び前(2)の規定による取扱いを含む。)に基づき算定した株主数から当該自己株券を買付けることにより減少する株主数を減じるものとする。この場合にあっては、同cの(a)中「買い付けた自己株券に係る株式数」とあるのは「買い付けることができる自己株券に係る株式数」

の規定の適用については、同(1)中「第3条第1項」とあるのは「第3条第1項若しくは土地再評価法第8条の2第1項」とする。

3. 株券上場審査基準第4条(上場審査基準)第1項関係

土地再評価法第8条の2の規定の適用を受けて自己株式の取得を行う新規上場申請者に対する株券上場審査基準の取扱い2.(1)b、同(2)aの(d)及び同(2)cの規定の適用については、同取扱い2.(1)b中「第3条第1項に規定する」とあるのは「第3条第1項若しくは土地再評価法第8条の2第1項に規定する」と、「並びに株式の消却に関する商法の特例法第3条第1項の規定により取得し、所有する自己株式数及び直前の決算期に関する定時株主総会後に同項の規定による決議があった場合の当該決議に係る株式数(当該決議に基づき取得した株式数を除く。)」とあるのは「株式の消却に関する商法の特例法第3条第1項の規定により取得し、所有する自己株式数及び直前の決算期に関する定時株主総会後に同項の規定による決議があった場合の当該決議に係る株式数(当該決議に基づき取得した株式数を除く。)」並びに土地再評価法第8条の2第1項の規定により取得し、所有する自己株式数及び直前の決算期に関する定時株主総会後に同条第3項において準用する株式の消却に関する商法の特例法第3条の2第1項の規定による決議があった場合の当該決議に係る株式数(当該決議に基づき取得した株式数を除く。)」と、同(2)aの(d)中「第3条第1項」とあるのは「第3条第1項若しくは土地再評価法第8条の2第1項」と、同(2)c中「第3条第1項に規定する取締役会の決議(同条第4項に規定す

と読み替えるものとする。

4．上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第6条（上場申請の手續）関係
土地再評価法第8条の2の規定の適用を受けて自己株式の取得を行う上場会社は、土地再評価法第8条の2第1項に規定する取締役会の決議（同条第3項において準用する株式の消却に関する商法の特例法第3条の2第4項に規定する事項に係るものに限る。）があった場合には、遅滞なく当該取締役会の決議に係る株式数について、あらかじめ一括して変更上場の申請を行うものとする。

（削る）

る事項に係るものに限る。）」とあるのは「第3条第1項に規定する取締役会の決議（同条第4項に規定する事項に係るものに限る。）若しくは土地再評価法第8条の2第1項に規定する取締役会の決議（同条第3項において準用する株式の消却に関する商法の特例法第3条の2第4項に規定する事項に係るものに限る。）」とする。

4．上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第6条（上場申請の手續）関係
土地再評価法第8条の2の規定の適用を受けて自己株式の取得を行う上場会社に対する上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い6．（2）の規定の適用については、同（2）中「第3条第1項に規定する取締役会の決議（同条第4項に規定する事項に係るものに限る。）」とあるのは「第3条第1項に規定する取締役会の決議（同条第4項に規定する事項に係るものに限る。）若しくは土地再評価法第8条の2第1項に規定する取締役会の決議（同条第3項において準用する株式の消却に関する商法の特例法第3条の2第4項に規定する事項に係るものに限る。）」とする。

5．上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第6条の2（自己株式取得の状況に関する報告等）関係
土地再評価法第8条の2の規定の適用を受けて自己株式の取得を行う上場会社に対する上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い7．（1）の規定の適用については、同（1）中「第3条第1項」とあるのは「第3条第1項若しくは土地再評価法第8条

5. 株券上場廃止基準第2条（上場廃止基準）関係

（1） 土地再評価法第8条の2の規定の適用を受けて自己株式の取得を行う上場会社に対する株券上場廃止基準の取扱い1.（1）cの規定の適用については、同c中「株主総会決議」とあるのは「株主総会決議（土地再評価法第8条の2の規定に関する株主総会決議を除く。）」とする。

（2） 土地再評価法第8条の2第1項の規定により自己株券の買付けを行う場合の株券上場廃止基準第2条第1号の規定を適用については、上場株式数から2,000単位を減じた株式数を超えて自己株式を取得したときに同号に該当するものとする。

（3） 3.（2）の規定は、上場会社が土地再評価法第8条の2の規定の適用を受けて自己株式の取得を行う場合において、株券上場廃止基準の取扱い1.（2）gの規定を適用する場合について準用する。

6. 優先株に関する有価証券上場規程の特例第4条（上場廃止基準）関係

（1） 土地再評価法第8条の2第1項の規定により自己株券の買付けを行う場合において、優先株に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第1号の規定の適用については、上場株式数から1,000単位を減じた株式数を超えて自己株式を取得したときに同号に該当するものとする。

（2） 3.（2）の規定は、上場会社が土地再評価法第8条の2の規定の適用を受けて自己株式の取得を行う場合において、優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱い3.（1）gの規定を適用する場合について準用

の2第1項」とする。

6. 株券上場廃止基準第2条（上場廃止基準）第1項関係

土地再評価法第8条の2の規定の適用を受けて自己株式の取得を行う上場会社に対する株券上場廃止基準の取扱い1.（1）b及びc並びに（2）gの規定の適用については、同（1）b中「第3条」とあるのは「第3条又は土地再評価法第8条の2」と、同（1）c及び（2）g中「第3条第1項」とあるのは「第3条第1項若しくは土地再評価法第8条の2第1項」とする。

7. 優先株に関する有価証券上場規程の特例第4条（上場廃止基準）関係

土地再評価法第8条の2の規定の適用を受けて自己株式の取得を行う上場会社に対する優先株及び優先証券等に関する有価証券上場規程の特例の取扱い3.（1）及び（2）gの規定の適用については、同（1）及び（2）g中「第3条第1項」とあるのは「第3条第1項若しくは土地再評価法第8条の2第1項」とする。

する。

付 則

この改正規定は、平成13年10月1日から施行する。

制度信用取引に係る権利の処理に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(新株式の引受け)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前条の規定にかかわらず、制度信用取引を行っている銘柄について株式分割等による株式を受け権利が付与された場合において、割り当てられた新株式(商法第374条の19の規定により移転する株式を含む。以下同じ。)のうち、<u>業務規程第15条の規定に基づき本所が定める売買単位(当該新株式の発行者が発行する株券が本所若しくは国内の他の証券取引所に上場されている銘柄又は日本証券業協会に登録されている銘柄のいずれでもない場合にあっては、1単位(1単位は、単元株制度を採用する場合には1単元の株式の数(商法221条第1項の規定に基づき会社が定めた1単元の株式の数をいう。)をいい、単元株制度を採用しない場合には1株をいい、優先出資証券にあっては1口をいう。)とする。以下同じ。)</u>の整数倍の数の新株式について信用買顧客がその引受けを希望し、かつ、正会員がこれに応じることができるときは、正会員は、新株券(商法第374条の19の規定により移転する株式に係る株券を含む。以下同じ。)を引き渡すことにより処理することができるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>別表 引受権価額算出に関する表</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(注)1. 落札新株引受権等の数には、日証金が入札以外の方法により<u>売買単位</u>に満たない数の新株式の新株引受権等を処理した場合の当該新株引受権等の数を含むものとし、新株引受権等処分総代金及び新株引受権等買入総代金には、日証金が入札以外の方法により<u>売買単位</u>に満たない数の新株式の新株引受権</p>	<p>(新株式の引受け)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前条の規定にかかわらず、制度信用取引を行っている銘柄について株式分割等による株式を受け権利が付与された場合において、割り当てられた新株式(商法第374条の19の規定により移転する株式を含む。以下同じ。)のうち、<u>1単位(商法等の一部を改正する法律(昭和56年法律第74号)附則第16条第1項に規定する1単位をいう。ただし、単位株制度の適用を受けない場合には、1株とし、優先出資証券の場合には、業務規程第15条の規定に基づき本所が定める売買単位とする。以下同じ。)</u>の整数倍の数の新株式について信用買顧客がその引受けを希望し、かつ、正会員がこれに応じることができるときは、正会員は、新株券(商法第374条の19の規定により移転する株式に係る株券を含む。以下同じ。)を引き渡すことにより処理することができるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>別表 引受権価額算出に関する表</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(注)1. 落札新株引受権等の数には、日証金が入札以外の方法により<u>1単位</u>に満たない数の新株式の新株引受権等を処理した場合の当該新株引受権等の数を含むものとし、新株引受権等処分総代金及び新株引受権等買入総代金には、日証金が入札以外の方法により<u>1単位</u>に満たない数の新株式の新株引受権等を</p>

等処理した場合の当該処理代金を含むものとする。

2. ~ 4. (略)

5. 算出した経過配当金又は引受権価額に銭位未満の端数が生じた場合には、これを四捨五入する。ただし、引受権価額に当該銘柄の売買単位の株式の数を乗じて得た金額について円位未満の端数が生じる場合には、算出した引受権価額に売買単位の株式の数を乗じて得た金額について生じる円位未満の端数を四捨五入し、これを売買単位の株式の数で除して得た金額を引受権価額とする。

6. ~ 8. (略)

付 則

この改正規則は、平成13年10月1日から施行する。

処理した場合の当該処理代金を含むものとする。

2. ~ 4. (略)

5. 算出した経過配当金又は引受権価額に銭位未満の端数が生じた場合には、これを四捨五入する。ただし、引受権価額に当該銘柄の1単位の株式の数を乗じて得た金額について円位未満の端数が生じる場合には、算出した引受権価額に1単位の株式の数を乗じて得た金額について生じる円位未満の端数を四捨五入し、これを1単位の株式の数で除して得た金額を引受権価額とする。

6. ~ 8. (略)

制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 上場株券(既に制度信用銘柄に選定されているものを除く。)が、次の各号に適合する場合は、これを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1) 上場株式数(優先出資証券の場合は上場優先出資口数をいう。以下同じ。)が<u>2,000単位(1単位は、単元株制度を採用する場合には1単元の株式の数(商法221条第1項の規定に基づき会社が定めている1単元の株式の数をいう。以下同じ。))をいい、単元株制度を採用しない場合には1株をいい、優先出資証券にあっては1口をいう。以下同じ。)</u>以上の銘柄であるとき。</p> <p>(2) 株式(優先出資を含む。以下同じ。)の分布状況が次のa及びbに適合する銘柄であるとき。</p> <p>a 少数特定者持株数(大株主上位10名(明らかに固定的所有でないと認められる株式(株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(a)に規定する株式をいう。)を除き、所有株式数の多い順に10名の株主(優先出資者を含む。以下同じ。))をいう。以下同じ。)及び特別利害関係者(株券上場審査基準第4条第1項第2号aに規定する者をいう。以下同じ)が所有する株式の総数に上場会社</p>	<p>(制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 上場株券(既に制度信用銘柄に選定されているものを除く。)が、次の各号に適合する場合は、これを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1) 上場株式数(<u>上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第6条に規定する上場株式数をいい、優先出資証券の場合は上場優先出資口数をいう。以下同じ。))が200万株(1単位の株式の数(商法等の一部を改正する法律(昭和56年法律第74号)附則第16条第1項の規定に基づき会社が定めた1単位の株式の数をいう。以下同じ。))が1,000株以外の場合には、200万株に当該1単位の株式の数の1,000分の1を乗じて得た株式数に読み替え、単元株制度の適用を受けない場合には、200万株に1,000分の1を乗じて得た株式数に読み替え、優先出資証券の場合には、200万株と同数の優先出資口数に、1,000分の1を乗じて得た口数に読み替える。以下この規則における株式数については、それぞれこれに準じて読み替えるものとする。)</u>以上の銘柄であるとき。</p> <p>(2) 株式(優先出資を含む。以下同じ。)の分布状況が次のa及びbに適合する銘柄であるとき。</p> <p>a 少数特定者持株数(大株主上位10名(明らかに固定的所有でないと認められる株式(株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(a)に規定する株式をいう。)を除き、所有株式数の多い順に10名の株主(優先出資者を含む。以下同じ。))をいう。以下同じ。)及び特別利害関係者(株券上場審査基準第4条第1項第2号aに規定する者をいう。以下同じ)が所有する株式の総数をいう。以下</p>

(上場株券の発行者をいう。以下同じ。) が所有する自己株式数を加えた株式数をいう。以下同じ。) が、上場株式数の 80% 以下であるとき。

- b 株主数 (大株主上位 10 名、特別利害関係者及び上場会社が自己株式を所有している場合には当該上場会社を除く 1 単位以上の株式を所有する株主の数をいう。以下同じ。) が、300 人以上であるとき。

(3) ~ (6) (略)

(7) 株券上場廃止基準の取扱い 1 . (8) f に定める猶予期間内にある銘柄以外の銘柄であるとき。

(8) (略)

(9) その他制度信用銘柄として適当でないと認められる銘柄以外の銘柄であるとき。

- 2 株券上場審査基準の取扱い 2 . (1) b 前段の規定は前項第 1 号に規定する上場株式数について、株券上場審査基準の取扱い 2 . (2) a の (b)、(c)、(e) 及び同 d の規定は前項第 2 号に規定する少数特定者持株数及び株主数について、株券上場審査基準の取扱い 2 . (5) d、f 前段、g 及び h の規定は前項第 3 号に規定する利益の額について、株券上場審査基準の取扱い 2 . (4) d 及び e 並びに株券上場廃止基準の取扱い 1 . (4) b の規定は前項第 4 号に規定する株主資本 (純資産) の額について、それぞれ準用する (優先出資証券にあっては、株券上場審査基準の取扱い 2 . (1) b 前段並びに同取扱い 2 . (2) a の (b) 及び (c) の規定を除く。)。この場合において、株券上場審査基準の取扱い 2 . (1) b 前段中「上場日において見込まれる上場申請に係る」とあるのは「選定日における」と、株券上場審査基準の取扱い 2 . (1) b 前段、同取扱い 2 . (2) a の (b)、(c) 及び (e)、同 d、同取扱い

同じ。) が、上場株式数の 80% 以下であるとき。

- b 株主数 (大株主上位 10 名及び特別利害関係者を除く 1 単位の株式の数 (単位株制度の適用を受けない場合には、1 株とし、優先出資証券の場合には、優先出資 1 口とする。) 以上の株式を所有する株主の数をいう。以下同じ。) が、300 人以上であるとき。

(3) ~ (6) (略)

(新設)

(7) (略)

(8) 売買状況等からみて制度信用銘柄として適当でないと認められる銘柄以外の銘柄であるとき。

- 2 株券上場審査基準の取扱い 2 . (1) b 前段の規定は前項第 1 号に規定する上場株式数について、株券上場審査基準の取扱い 2 . (2) a の (c)、(d)、(f) 及び同 d の規定は前項第 2 号に規定する少数特定者持株数及び株主数について、株券上場審査基準の取扱い 2 . (5) d 及び h の規定は前項第 3 号に規定する利益の額について、株券上場廃止基準の取扱い 1 . (4) b の規定は前項第 4 号に規定する株主資本 (純資産) の額について、それぞれ準用する (優先出資証券にあっては、株券上場審査基準の取扱い 2 . (1) b 前段、同取扱い 2 . (2) a の c 及び (d) の規定を除く。)。この場合において、株券上場審査基準の取扱い 2 . (5) h 中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と読み替えるものとする。

2.(4)d及びe並びに同取扱い2.(5)
f前段、g及びhまでの規定中「新規上場申請
者」とあるのは「上場会社」と読み替えるもの
とする。

(削る)

3 審査対象決算期後から第4条第1項及び第3
項(第4条第1項に係るものに限る。)に定め
る日の属する月の前々月の末日までに公募若し
くは売出し又は数量制限付分売(業務規程第3
0条又は国内の他の証券取引所の規則により定
める立会外分売であって、50単位未満の範囲
内で買付申込数量に限度を設けて行ったものを
いう。以下同じ。)を行った上場会社であっ
て、当該期間内に当該公募若しくは売出しの内
容又は数量制限付分売の結果について証する書
面を提出したのものについて適用するものとし、
少数特定者持株数及び株主数については、次の
各号に定めるところにより取り扱うものとする。
この場合において、審査対象決算期におけ
る上場株式数に当該公募に係る株式数を加算し
た株式数を、審査対象決算期における上場株式
数とみなすものとする。

3 上場会社が、審査対象決算期後4か月以内
に、1株を1.5株以上に分割する株式分割
(同時に1単位の株式の数の多い数への変更を
行っている場合には、実質的に1株が1.5株
以上に分割されたと認められるものに限る。)
若しくは1単位の株式の数の2分の1以下へ
の変更を行った場合又は選定の時期までに行うこ
とを決議した場合において、当該期間内に株主
等について本所の定める事項を記載した書類を
提出したときは、審査対象決算期における単位
未満株式のみを所有する株主(単位株制度の適
用を受けない場合には、端株原簿のみに記載の
ある端株主)のうち、当該株式分割又は1単位
の株式の数の変更により1単位の株式の数以上
の株式を所有する株主(単位株制度の適用を受
けない場合には、株主)となるべき者の数は、
審査対象決算期における株主数に加算すること
ができるものとする。

4 審査対象決算期後4か月以内に公募若しくは
売出し又は数量制限付分売(業務規程第30条
又は国内の他の証券取引所の規則により定める
立会外分売であって、5万株未満の範囲内で買
付申込数量に限度を設けて行ったものをいう。
以下同じ。)を行った上場会社であって、当該
期間内に当該公募若しくは売出しの内容又は数
量制限付分売の結果について証する書面を提出
したものについて適用するものとし、少数特定
者持株数及び株主数については、次の各号に定
めるところにより取り扱うものとする。この場
合において、審査対象決算期における上場株式
数に当該公募に係る株式数を加算した株式数
を、審査対象決算期における上場株式数とみな
すものとする。

(1) ~ (2) (略)

4 第 1 項の規定にかかわらず、株券上場審査基準第 4 条第 3 項第 1 号若しくは第 2 号又は第 6 条第 2 項の規定の適用を受けて上場される株券 (これらの規定に定める行為の当事者の発行する株券が制度信用銘柄である場合に限る。) に対する最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。

(1) 第 1 項第 1 号、第 7 号及び第 9 号に適合する銘柄であるとき。

(2) (略)

(削る)

5 第 1 項の規定にかかわらず、制度信用銘柄でない上場会社が、制度信用銘柄である上場会社を吸収合併する場合又は制度信用銘柄である上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合における当該制度信用銘柄でない上場会社の株券に対する合併又は株式交換の後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。

(1) 第 1 項第 1 号、第 5 号、第 6 号、第 8 号及び第 9 号に適合する銘柄であるとき。

(2) (略)

6

(貸借銘柄の選定基準)

第 3 条 制度信用銘柄 (既に貸借銘柄に選定されているものを除く。以下同じ。) のうち地場銘柄 (九州・山口及び沖縄に本社又は主要事業所を有する銘柄をいう。以下同じ。) が、次の各号に適合する場合は、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) (略)

(2) 上場株式数が 1 万単位 以上の銘柄であるとき。

(3) (略)

(1) ~ (2) (略)

5 第 1 項の規定にかかわらず、株券上場審査基準第 4 条第 3 項第 1 号若しくは第 2 号又は第 6 条第 2 項の規定の適用を受けて上場される株券 (これらの規定に定める行為の当事者の発行する株券が制度信用銘柄である場合に限る。) に対する最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。

(1) 上場株式数が株券上場審査基準第 4 条第 1 項第 1 号に適合する銘柄であるとき。

(2) (略)

(3) 売買状況表等からみて制度信用銘柄として適当でない認められる銘柄以外の銘柄であるとき。

6 第 1 項の規定にかかわらず、制度信用銘柄でない上場会社が、制度信用銘柄である上場会社を吸収合併する場合又は制度信用銘柄である上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合における当該制度信用銘柄でない上場会社の株券に対する合併又は株式交換の後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。

(1) 上場株式数が株券上場審査基準第 4 条第 1 項第 1 号に適合する銘柄であるとき。

(2) (略)

7 (略)

(貸借銘柄の選定基準)

第 3 条 制度信用銘柄 (既に貸借銘柄に選定されているものを除く。以下同じ。) のうち地場銘柄 (九州・山口及び沖縄に本社又は主要事業所を有する銘柄をいう。以下同じ。) が、次の各号に適合する場合は、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) (略)

(2) 上場株式数が、1, 0 0 0 万株 以上の銘柄であるとき。

(3) (略)

(4) 各銘柄の決算期を含む月の翌々月の末日からさかのぼって原則として6か月間における売買高が次のa又はbに適合する銘柄であるとき。

a 本所の市場における月平均売買高(当該銘柄の市場内売買の売買高合計の月割高をいう。以下同じ。)が5単位以上であるとき。

b 本所及び国内の他の証券取引所に上場されている株券について、本所及び当該他の証券取引所における月平均売買高の合計が10単位以上であるとき。

(5)～(8) (略)

(9) 株券上場廃止基準の取扱い1.(8)fに定める猶予期間内にある銘柄以外の銘柄であるとき。

(10) (略)

(11) 貸株調達可能量からみて貸借銘柄として適当でないと認められる銘柄以外の銘柄であるとき。

(12) その他貸借銘柄として適当でないと認められる銘柄以外の銘柄であるとき。

2 株券上場審査基準の取扱い2.(1)b前段の規定は前項第2号に規定する上場株式数について、株券上場廃止基準の取扱い1.(3)dの規定は前項第4号に規定する売買高について、株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(b)、(c)、(e)及び(f)、同dの規定は前項第3号に規定する少数特定者持株数及び株主数について、株券上場審査基準の取扱い2.(5)d、f前段、g及びhの規定は前項第5号に規定する利益の額について、株券上場審査基準の取扱い2.(4)dからfまで及び株券上場廃止基準の取扱い1.(4)bの規定は前項第6号に規定する株主資本(純資産)の額について、それぞれ準用する(優先出資証券にあっては、株券上場審査基準の取扱い2.(1)b前段並びに同取扱い2.(2)aの(b)及び(c)の規定を除く。)。この場合において、株券上場審査基準

(4) 各銘柄の決算期を含む月の翌々月の末日からさかのぼって6か月間における売買高が次のa又はbに適合する銘柄であるとき。

a 本所の市場における月平均売買高(当該銘柄の市場内売買の売買高合計の月割高をいう。以下同じ。)が5千株以上であるとき。

b 本所及び国内の他の証券取引所に上場されている株券について、本所及び当該他の証券取引所における月平均売買高の合計が1万株以上であるとき。

(5)～(8) (略)

(新設)

(9) (略)

(10) 貸株調達可能量又は売買状況等からみて貸借銘柄として適当でないと認められる銘柄以外の銘柄であるとき。

(新設)

2 株券上場審査基準の取扱い2.(1)b前段の規定は前項第2号に規定する上場株式数について、株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(c)、(d)、(f)、(g)及び同dの規定は前項第3号に規定する少数特定者持株数及び株主数について、株券上場審査基準の取扱い2.(5)d及びhの規定は前項第5号に規定する利益の額について、株券上場審査基準の取扱い2.(4)f及び株券上場廃止基準の取扱い1.(4)bの規定は前項第6号に規定する株主資本(純資産)の額について、それぞれ準用する(優先出資証券にあっては、株券上場審査基準の取扱い2.(1)b前段、同取扱い2.(2)aのc及び(d)の規定を除く。)。この場合において、株券上場審査基準の取扱い2.(4)f及び同取扱い2.(5)h中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と読み替えるものとす

の取扱い2.(1)b前段中「上場日において見込まれる上場申請に係る」とあるのは「選定日における」と、同取扱い2.(2)aの(b)、(c)及び(e)、同d、同取扱い2.(4)dからfまで並びに同取扱い2.(5)f前段、g及びhまでの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、株券上場廃止基準の取扱い1.(3)d中「bに規定する日からさかのぼって1年以内」とあるのは「審査対象決算期を含む月の翌々月の末日からさかのぼって原則として6か月以内」と読み替えるものとする。

(削る)

3 審査対象決算期後から第4条第1項及び第3項(第4条第1項に係るものに限る。)に定める日の属する月の前々月の末日までに公募若しくは売出し又は数量制限付分売(業務規程第32条又は国内の他の証券取引所の規則により定める立会外分売であって、50単位未満の範囲内で買付申込数量に限度を設けて行ったものをいう。以下同じ。)を行った上場会社であって、当該期間内に当該公募若しくは売出しの内

る。

3 上場会社が、審査対象決算期後4か月以内に、1株を1.5株以上に分割する株式分割(同時に1単位の株式の数の多い数への変更を行っている場合には、実質的に1株が1.5株以上に分割されたと認められるものに限る。)若しくは1単位の株式の数の2分の1以下への変更を行った場合又は選定の時期までに行うことを決議した場合において、当該期間内に株主等について本所の定める事項を記載した書類を提出したときは、審査対象決算期における単位未満株式のみを所有する株主(単位株制度の適用を受けない場合には、端数原簿のみに記載のある端株主)のうち、当該株式分割又は1単位の株式の数の変更により1単位の株式の数以上の株式を所有する株主(単位株制度の適用を受けない場合には、株主)となるべき者の数は、審査対象決算期における株主数に加算することができるものとする。

4 審査対象決算期後4か月以内に公募若しくは売出し又は数量制限付分売(業務規程第32条又は国内の他の証券取引所の規則により定める立会外分売であって、5万株未満の範囲内で買付申込数量に限度を設けて行ったものをいう。以下同じ。)を行った上場会社であって、当該期間内に当該公募若しくは売出しの内容又は数量制限付分売の結果について証する書面を提出したときは、少数特定者持株数及び株主数につ

容又は数量制限付分売の結果について証する書面を提出したときは、少数特定者持株数及び株主数については、次の各号に定めるところにより取り扱うものとする。この場合において、審査対象決算期における上場株式数に当該公募に係る株式数を加算した株式数を、審査対象決算期における上場株式数とみなすものとする。

(1)～(2) (略)

4 第1項の規定にかかわらず、国内の他の証券取引所に上場された株券で当該他の証券取引所において上場と同時に市場第一部銘柄に指定された地場銘柄又は上場優先出資証券口数が10万口以上である優先出資証券に対する上場後最初の選定審査(第7項の規定の適用を受ける場合を除く。)においては、国内の他の証券取引所に上場された株券で当該他の証券取引所において上場と同時に市場第一部銘柄に指定された地場銘柄については、第1項第7号から第12号までの各号、上場優先出資証券口数が10万口以上である優先出資証券については、第1項第3号及び第7号から第12号までの各号に適合する場合に、これを貸借銘柄に選定するものとする。

5 第1項の規定にかかわらず、株券上場審査基準第4条第3項第1号若しくは第2号又は第6条第2項の規定の適用を受けて上場される株券(これらの規定に定める行為の当事者の発行する株券が貸借銘柄である場合に限る。)に対する最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) 第1項第2号、第9号、第11号及び第12号の各号に適合する銘柄であるとき。

(2) (略)

(削る)

6 第1項の規定にかかわらず、貸借銘柄でない地場銘柄である上場会社が、貸借銘柄である上場会社を吸収合併する場合又は貸借銘柄である

いは、次の各号に定めるところにより取り扱うものとする。この場合において、審査対象決算期における上場株式数に当該公募に係る株式数を加算した株式数を、審査対象決算期における上場株式数とみなすものとする。

(1)～(2) (略)

5 第1項の規定にかかわらず、国内の他の証券取引所に上場された株券で当該他の証券取引所において上場と同時に市場第一部銘柄に指定された地場銘柄又は上場優先出資証券口数が10万口以上である優先出資証券に対する上場後最初の選定審査(第8項の規定の適用を受ける場合を除く。)においては、国内の他の証券取引所に上場された株券で当該他の証券取引所において上場と同時に市場第一部銘柄に指定された地場銘柄については、第1項第7号から第10号までの各号、上場優先出資証券口数が10万口以上である優先出資証券については、第1項第3号及び第7号から第10号までの各号に適合する場合に、これを貸借銘柄に選定するものとする。

6 第1項の規定にかかわらず、株券上場審査基準第4条第3項第1号若しくは第2号又は第6条第2項の規定の適用を受けて上場される株券(これらの規定に定める行為の当事者の発行する株券が貸借銘柄である場合に限る。)に対する最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) 上場株式数が第1項第2号に適合する銘柄であるとき。

(2) (略)

(3) 貸株調達可能量からみて貸借銘柄として適当でないと認められる銘柄以外の銘柄であるとき。

7 第1項の規定にかかわらず、貸借銘柄でない地場銘柄である上場会社が、貸借銘柄である上場会社を吸収合併する場合又は貸借銘柄である

上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合における当該貸借銘柄でない地場銘柄である上場会社の株券に対する合併又は株式交換の後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) 第1項第2号、第7号、第8号及び第10号から第12号の各号に適合する銘柄であるとき。

(2) (略)

(削る)

7 第1項の規定にかかわらず、国内の他の証券取引所に上場されていた若しくは上場されている株券(以下「他市場上場銘柄」という。)又は日本証券業協会に登録されていた株券(以下「店頭登録銘柄」という。)が地場銘柄である場合における当該銘柄に対する上場後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) (略)

(2) 第1項第2号、第3号及び第7号から第12号までの各号(国内の他の証券取引所に上場された株券で当該他の証券取引所において上場と同時に市場第一部銘柄に指定された銘柄については、第1項第2号及び第7号から第12号までの各号、上場優先出資証券口数が10万口以上である優先出資証券については、第1項第3号及び第7号から第12号までの各号)に適合する銘柄であるとき。

(3) 当該銘柄の上場日を含む月の前月の末日からさかのぼって原則として6か月間における売買高等が、次のa又はbに掲げる銘柄の区分に従い、当該a又はbに適合する銘柄であるとき。

a 他市場上場銘柄

他の証券取引所のいずれかにおける月平均売買高が10単位以上であるとき。

上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合における当該貸借銘柄でない地場銘柄である上場会社の株券に対する合併又は株式交換の後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) 上場株式数が第1項第2号に適合する銘柄であるとき。

(2) (略)

(3) 貸株調達可能量からみて貸借銘柄として適当でないと認められる銘柄以外の銘柄であるとき。

8 第1項の規定にかかわらず、国内の他の証券取引所に上場されていた若しくは上場されている株券(以下「他市場上場銘柄」という。)又は日本証券業協会に登録されていた株券(以下「店頭登録銘柄」という。)が地場銘柄である場合における当該銘柄に対する上場後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) (略)

(2) 第1項第2号、第3号及び第7号から第10号までの各号(国内の他の証券取引所に上場された株券で当該他の証券取引所において上場と同時に市場第一部銘柄に指定された銘柄については、第1項第2号及び第7号から第10号までの各号、上場優先出資証券口数が10万口以上である優先出資証券については、第1項第3号及び第7号から第10号までの各号)に適合する銘柄であるとき。

(3) 当該銘柄の上場日を含む月の前月の末日からさかのぼって原則として6か月間における売買高等が、次のa又はbに掲げる銘柄の区分に従い、当該a又はbに適合する銘柄であるとき。

a 他市場上場銘柄

他の証券取引所のいずれかにおける月平均売買高が1万株以上であるとき。

b 店頭登録銘柄

月平均売買高（日本証券業協会が公表した当該銘柄の売買高合計の月割高をいう。）が、10単位以上であるとき。

8 （略）

（選定の時期）

第4条 （略）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定は、当該各号に定める日に行う。

（1） （略）

（2） 第3条第4項の規定による貸借銘柄の選定

当該銘柄の上場日の翌月の応当日（応当日がないときはその月の末日とし、応当日が休業日に当たるときは順次繰り下げる。）

（3） 第2条第4項の規定による制度信用銘柄の選定及び第3条第5項の規定による貸借銘柄の選定

当該銘柄が上場された日

（4） 第2条第5項の規定による制度信用銘柄の選定及び第3条第6項の規定による貸借銘柄の選定

合併又は株式交換により発行される株券が上場された日

（5） 第3条第7項の規定による貸借銘柄の選定

当該銘柄の上場後最初の約定値段が決定された日（国内の他の証券取引所と同時に新規上場された銘柄は、他の証券取引所で約定値段が決定された場合を含む。以下同じ。）の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）

（6） 第2条第6項の規定による制度信用銘柄の選定

a～b （略）

3 第1項並びに第2項第2号及び第5号の制度信用銘柄の選定及び貸借銘柄の選定は、これら

b 店頭登録銘柄

月平均売買高（日本証券業協会が公表した当該銘柄の売買高合計の月割高をいう。）が、1万株以上であるとき。

9 （略）

（選定の時期）

第4条 （略）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定は、当該各号に定める日に行う。

（1） （略）

（2） 前条第5項の規定による貸借銘柄の選定

当該銘柄の上場日の翌月の応当日（応当日がないときはその月の末日とし、応当日が休業日に当たるときは順次繰り下げる。）

（3） 第2条第5項の規定による制度信用銘柄の選定及び前条第6項の規定による貸借銘柄の選定

当該銘柄が上場された日

（4） 第2条第6項の規定による制度信用銘柄の選定及び前条第7項の規定による貸借銘柄の選定

合併又は株式交換により発行される株券が上場された日

（5） 前条第8項の規定による貸借銘柄の選定

当該銘柄の上場後最初の約定値段が決定された日（国内の他の証券取引所と同時に新規上場された銘柄は、他の証券取引所で約定値段が決定された場合を含む。以下同じ。）の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）

（6） 第2条第7項の規定による制度信用銘柄の選定

a～b （略）

（新設）

の規定に定める日のほか、その翌日からその翌月の応当日までの間にそれぞれ行うことができる。

(制度信用銘柄の選定取消基準)

第5条 制度信用銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合は、制度信用銘柄の選定を取り消すものとする。

(1) 上場株式数が2,000単位に満たない銘柄であるとき。

(2)～(3) (略)

(4) その他制度信用銘柄として適当でないと認められる銘柄であるとき。

2 株券上場廃止基準の取扱い1.(1)a及びcの規定は、前項第1号に規定する上場株式数の取扱いについて、株券上場廃止基準の取扱い1.(2)eの規定は、前項第2号aに規定する少数特定者持株数の算定について、株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(b)及び(c)の規定は、前項第2号に規定する少数特定者持株数及び株主数について、株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(d)並びに株券上場廃止基準の取扱い1.(2)eの規定は、前項第2号bに規定する株主数について準用する(優先出資証券)にあっては、株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(b)及び(c)の規定を除く。この場合において、株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(b)及び(c)中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と読み替えるものとする。

3 (略)

(貸借銘柄の選定取消基準)

第6条 上場銘柄のうち地場銘柄である貸借銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸借銘柄の選定を取り消すものとする。

(1) 上場株式数が1万単位に満たない銘柄であるとき。

(2) 株式の分布状況が次のa又はbのいず

(制度信用銘柄の選定取消基準)

第5条 制度信用銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合は、制度信用銘柄の選定を取り消すものとする。

(1) 上場株式数が200万株に満たない銘柄であるとき。

(2)～(3) (略)

(4) 売買状況等からみて制度信用銘柄として適当でないと認められる銘柄であるとき。

2 株券上場廃止基準の取扱い1.(1)b及びcの規定は、前項第1号に規定する上場株式数の取扱いについて、株券上場廃止基準の取扱い1.(2)eの規定は、前項第2号aに規定する少数特定者持株数の算定について、株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(c)及び(d)の規定は、前項第2号に規定する少数特定者持株数及び株主数について、株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(e)並びに株券上場廃止基準の取扱い1.(2)e、j及びkの規定は、前項第2号bに規定する株主数について準用する。

3 (略)

(貸借銘柄の選定取消基準)

第6条 上場銘柄のうち地場銘柄である貸借銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸借銘柄の選定を取り消すものとする。

(1) 上場株式数が1,000万株に満たない銘柄であるとき。

(2) 株式の分布状況が次のa又はbに該当

れかに該当する銘柄であるとき。

a ~ b (略)

(3) (略)

(4) その他貸借銘柄として適当でないと認められる銘柄であるとき。

2 株券上場廃止基準の取扱い1.(1)a及びcの規定は、前項第1号に規定する上場株式数の取扱いについて、株券上場廃止基準の取扱い1.(2)eの規定は、前項第2号aに規定する少数特定者持株数の算定について、株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(b)及び(c)の規定は、前項第2号に規定する少数特定者持株数及び株主数について、株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(d)並びに株券上場廃止基準の取扱い1.(2)eの規定は、前項第2号bに規定する株主数について準用する(優先出資証券にあっては、株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(b)及び(c)の規定を除く。)。この場合において、株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(b)及び(c)中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と読み替えるものとする。

3 (略)

(選定取消基準の特例)

第7条 第5項第1項及び第6条第1項の規定にかかわらず、制度信用銘柄又は貸借銘柄が第5条第1項第2号又は第6条第1項第2号に該当するときは、原則として該当した決算期の翌日から起算して1か年目の日(当該銘柄の株券が機構取扱株券である場合であって、決算期の変更により当該1か年目の日が当該株券の発行者の決算期に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する決算期)までの期間(以下「猶予期間」という。)を通じてこれらの規定に該当したと認められる場合を除き、制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定の取消しは行わない。

2 株券上場廃止基準の取扱い1.(2)d、i、j、k及びlの規定は、第5条第1項第2号及

する銘柄であるとき。

a ~ b (略)

(3) (略)

(4) 売買状況等からみて貸借銘柄として適当でないと認められる銘柄であるとき。

2 株券上場廃止基準の取扱い1.(1)b及びcの規定は、前項第1号に規定する上場株式数の取扱いについて、株券上場廃止基準の取扱い1.(2)eの規定は、前項第2号aに規定する少数特定者持株数の算定について、株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(c)及び(d)の規定は、前項第2号に規定する少数特定者持株数及び株主数について、株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(e)並びに株券上場廃止基準の取扱い1.(2)eの規定は、前項第2号bに規定する株主数について準用する。

3 (略)

(選定取消基準の特例)

第7条 第5項第1項及び前条第1項の規定にかかわらず、制度信用銘柄又は貸借銘柄が第5条第1項第2号又は前条第1項第2号に該当するときは、原則として該当した決算期の翌日から起算して1か年目の日(当該銘柄の株券が機構取扱株券である場合であって、決算期の変更により当該1か年目の日が当該株券の発行者の決算期に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する決算期)までの期間(以下「猶予期間」という。)を通じてこれらの規定に該当したと認められる場合を除き、制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定の取消しは行わない。

2 株券上場廃止基準の取扱い1.(2)d、i、j、k、l及びmの規定は、第5条第1項第2

び前6条第1項第2号に該当し、猶予期間に入った制度信用銘柄又は貸借銘柄について準用する。

(選定取消しの時期)

第8条 (略)

2 猶予期間を通じて第5条第1項第2号又は第6条第1項第2号に該当したと認められる場合の制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定の取消しは、当該猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日に行う。ただし、前条第2項において準用する株券上場廃止基準の取扱い1.(2)j及びkに定める決議を行った銘柄のうち、本所が当該5か月目の月の初日に選定取消しを行うことが適当でないとして認められた銘柄については、本所がその都度定める日とする。

3 (略)

(選定又は選定取消しの資料)

第9条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる規定による選定又は選定の取消しについては、当該各号に掲げる資料によるものとする。

(1) 第2条第1項第2号及び第4項第2号並びに第3条第1項第3号及び第6項第2号
上場会社から提出される有価証券報告書
(新規上場申請者が国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者又は日本証券業協会に登録されている株券の発行者以外である場合には、上場申請のための有価証券報告書)又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い11.aの規定により上場会社から提出される株式の分布状況表等

(2) (略)

(3) 第2条第4項第2号及び第3条第5項第2号

有価証券上場規程第3条第3項第1号bの

号及び前条第1項第2号に該当し、猶予期間に入った制度信用銘柄又は貸借銘柄について準用する。

(選定取消しの時期)

第8条 (略)

2 猶予期間を通じて第5条第1項第2号又は第6条第1項第2号に該当したと認められる場合の制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定の取消しは、当該猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日に行う。ただし、前条第2項において準用する株券上場廃止基準の取扱い1.(2)lに定める決議を行った銘柄のうち、本所が当該5か月目の月の初日に選定取消しを行うことが適当でないとして認められた銘柄については、本所がその都度定める日とする。

3 (略)

(選定又は選定取消しの資料)

第9条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる規定による選定又は選定の取消しについては、当該各号に掲げる資料によるものとする。

(1) 第2条第1項第2号及び第5項第2号並びに第3条第1項第3号及び第7項第2号
上場会社から提出される有価証券報告書
(新規上場申請者が国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者又は日本証券業協会に登録されている株券の発行者以外である場合には、上場申請のための有価証券報告書)又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い11.aの規定により上場会社から提出される株式の分布状況表等

(2) (略)

(3) 第2条第5項第2号及び第3条第6項第2号

有価証券上場規程第3条第3項第1号bの

規定により提出される「上場申請日以後における株式分布状況に関する予定書」

(4) (略)

平成3年11月29日改正付則

1～5 (略)

6 第2条第1項第3号a及び第4条第1項第2号aに規定する「少数特定者持株数」は、当分の間、「所有株式数の多い順に10名の株主が所有する株式(明らかに固定的所有でないと認められる株式を除く。)及び役員が所有する株式の総数に上場会社が所有する自己株式を加えた株式数」をいうものとする。

7 (略)

8 第2条第1項第3号b及び第4条第1項第2号bに規定する「株主数」は、当分の間、「所有株式数の多い順に10名の株主(明らかに固定的所有でないと認められる株式を所有する者を除く。)及び役員並びに上場会社が自己株式を所有している場合には当該上場会社を除く1単位の株式の数以上の株式を所有する株主の数」をいうものとする。

9～11 (略)

平成12年10月20日改正付則

1 (略)

2 上場株式数が10万単位以上の場合における第3条第1項第3号aの規程の適用については、当分の間、当該規定中「上場株式数の75%」とあるのは、上場株式数が10万単位以上18万単位未満の場合にあつては、「上場株式数の75%の数又は上場株式数の92.5%に当たる株式数から2万2,500単位の株式数を減じて得た数のいずれか大きい数」とし、上場株式数が18万単位以上の場合にあつては、「上場株式数の80%」とする。

平成13年7月16日改正付則

1 (略)

規定により提出される「上場申請日以後における株式分布状況に関する予定書」

(4) (略)

平成3年11月29日改正付則

1～5 (略)

6 第2条第1項第3号a及び第4条第1項第2号aに規定する「少数特定者持株数」は、当分の間、「所有株式数の多い順に10名の株主が所有する株式(明らかに固定的所有でないと認められる株式を除く。)及び役員が所有する株式の総数」をいうものとする。

7 (略)

8 第2条第1項第3号b及び第4条第1項第2号bに規定する「株主数」は、当分の間、「所有株式数の多い順に10名の株主(明らかに固定的所有でないと認められる株式を所有する者を除く。)及び役員を除く1単位の株式の数(単位株制度の適用を受けていない場合には、1株)以上の株式を所有する株主の数」をいうものとする。

9～11 (略)

平成12年10月20日改正付則

1 (略)

2 上場株式数が1億株以上の場合における第3条第1項第3号aの規程の適用については、当分の間、当該規定中「上場株式数の75%」とあるのは、上場株式数が1億8,000万株未満の場合にあつては、「上場株式数の75%の数又は上場株式数の92.5%に当たる株式数から2,250万株を減じて得た数のいずれか大きい数」とし、上場株式数が1億8,000万株以上の場合にあつては、「上場株式数の80%」とする。

平成13年7月16日改正付則

1 (略)

2 改正後の第2条第2項及び第3条第2項の規定の適用については、平成32年6月末日までの間においては、これらの規定中「株券上場審査基準の取扱い2.(5)d、f前段、g及びhの規定」とあるのは「株券上場審査基準の取扱い2.(5)d、f前段、g及びh並びに退職給付会計基準の適用等に関する有価証券上場規程に関する取扱い要領の特例1.(2)(利益の額に係る部分に限る。)及び2.の規定」とする。

付 則

- 1 この改正規定は、平成13年10月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の平成3年11月29日改正付則第6項及び第8項の規定は、商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第79号)附則第2条又は第24条においてなお従前の例によるとされた自己株式については適用しない。
- 3 改正後の第2条第1項第2号及び第3条第1項第3号の規定は、この改正規定の施行の日(以下「施行日」という。)以降に上場申請(予備申請を含む。)を行う新規上場申請者の株式の分布状況の審査から適用する。
- 4 改正後の第2条第1項第2号及び第3条第1項第3号の規定は、施行日以降最初に到来する事業年度の末日に係る株式の分布状況の審査から適用する。

2 改正後の第2条第2項及び第3条第2項の規定の適用については、平成32年6月末日までの間においては、これらの規定中「株券審査基準の取扱い2.(5)d及びhの規定」とあるのは「株券審査基準の取扱い2.(5)d及びh並びに退職給付会計基準の適用等に関する有価証券上場規程に関する取扱い要領の特例1.(2)(利益の額に係る部分に限る。)及び2.の規定」とする。

資本準備金をもってする株式の消却に関する有価証券上場規程に関する取扱い要領の特例を廃止する規則

資本準備金をもってする株式の消却に関する有価証券上場規程に関する取扱い要領の特例を廃止する。

付 則

この規則は、平成13年10月1日から施行する。